

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年12月13日(火)午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

副委員長	山口仁美君	委員	野村和人君
委員	竹下智行君	委員	久保史睦君
委員	川窪幸治君	委員	阿多己清君
委員	前川原正人君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員長 平原志保君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	藤田直仁君	議員	宮田竜二君
議員	宮内博君		

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	小倉正実君	医療センター整備対策監 兼保健福祉政策課長	有村和浩君
保険年金課長	宮永幸一君	税務課長	吉永利行君
保健福祉政策課長	川畑信司君	隼人市民福祉課長	堀之内幸一君
横川総合支所市民生活課長	別當正浩君	溝辺総合支所市民生活課長	末満伸太郎君
霧島総合支所市民生活課長	江口元幸君	子育て支援課長補佐	村岡新一君
こどもセンター副所長	齊藤学君	子育て支援課主幹	小橋朋彦君
保険年金課主幹	中村和仁君	税務課主幹	有村昭司君
保健福祉政策課主幹	森山勇樹君	税務課市民税Gサブリーダー	袴貴子君
保健福祉政策課政策Gサブリーダー	宮原健介君	溝辺総合支所市民生活課主査	重久俊則君
教育部長	池田宏幸君	教育総務課長	西敬一郎君
社会教育課長	福永清美君	国分中央高校事務長	堀之内真一君
国分図書館長	安栖賢一君	溝辺総合支所長	堂平幸司君
社会教育課長補佐	田上裕紀君	メディアセンター副所長	山下裕司君
社会教育課主幹	井上寛昭君	国分中央高校主幹	徳留要一君
溝辺地域振興課主幹	宗像茂樹君	社会教育課文化財G長	堀之内清子君
教育総務課教育政策G長	山内太君	溝辺地域振興課教育G主査	川畑和幸君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

霧島市社会保障推進協議会	原口兼明君		
霧島市社会保障推進協議会	伊藤レイ子君		
霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会	玉江末広君		
霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会	山下義人君		
霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会	平田優君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 水 迫 由 貴 君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第 90号 霧島市立学校施設使用条例の一部改正について

議案第 91号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

議案第 92号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 93号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 99号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第101号 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第102号 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第104号 霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第106号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第107号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第129号 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第137号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第141号 霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第144号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について

議案第145号 霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について

議案第152号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）

議案第153号 指定管理者の指定について（サン・あもり、天降川地区共同利用施設）

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時56分」

○副委員長（山口仁美君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日に本委員会に付託されました議案13件と陳情2件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第 96号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第 97号 霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第 98号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- △ 議案第100号 霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第103号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第105号 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第111号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第112号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第140号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第146号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

まず、教育部所管の施設に関する条例の一部改正議案、10件について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第96号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について ほか9件の使用料改定等に伴う条例改正案について、一括して説明します。本市の使用料につきましては、負担の公平性の確保や受益者負担の適正化を図る観点から、霧島市経営健全化計画等を踏まえて平成21年12月に定めた「使用料設定に関する基本的考え方」に基づき、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、これに基づく5回目の見直しとなるもので、物価高騰等の影響を踏まえた料金の値上げと、効率的な施設運営・事務の効率化による料金の値下げを適切に行うことで、本来の目的である負担の公平性・受益者負担の適正化を図ることを目的として、額の改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。また、一部の施設について、休館日を新たに設定するため、所要の改正を行おうとするものです。今回の条例改正のうち、教育部所管の施設に係るものは、社会教育課が議案第96号から第98号までと、第103号、第105号、第111号、第112号及び第140号の8件、メディアセンターが議案第100号の1件、国分中央高等学校が議案第146号の1件の計10件であり、使用料を改定する施設は45施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は197項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目数は193項目です。次に、民間でも同種・類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第3分類（受益者負担70%）の項目数は4項目です。第1分類、第4分類はありません。なお、改定対象の197項目の内訳は、増額81件、減額99件、据置11件、新規設定5件、廃止1件です。詳細につきましては、担当課長等が説明しますので、御審査よろしくお願いたします。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

議案第146号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について、説明し

ます。議案書は107ページ、新旧対照表は72ページです。議案第146号で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目であり、すべて第2分類です。今回の改定は、市内のすべての体育館の共通した考え方に基づくものであり、武道場の専用使用の現行料金480円を560円に、体育施設の専用使用の現行料金720円を840円にするなど、改定するものです。以上で説明を終わります。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

議案第100号 霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は29ページ、新旧対照表は23ページです。議案第100号で使用料を設定する施設は1施設です。その施設のうち、料金設定の対象となる項目は4項目であり、すべて第2分類です。今回の改正では、メディア研修室等について、一般での利用を想定し、他の有料施設と比較して取扱いを統一する必要があることから、新たに使用料を設定するものです。以上で説明を終わります。

○社会教育課長（福永清美君）

議案第96号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は18ページ、新旧対照表は15ページです。議案第96号で使用料を改定する施設は32施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は145項目であり、すべて第2分類です。溝辺公民館大ホールについて、1時間あたりの現行料金3,150円を2,520円にするほか、利用者の分散化及び施設の利用促進を図るため、曜日別の料金として平日1時間あたり2,100円を設定するなど、改定するものです。また、溝辺公民館の休館日について、現行の12月29日から翌年の1月3日までの日のほか、毎月第1月曜日を追加するものです。次に、議案第97号 霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は24ページ、新旧対照表は21ページです。議案第97号で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は1項目であり、第2分類です。現在の主な利用実績を踏まえると、他の有料施設と比較して取扱いを統一する必要があることから、会議室1時間あたりの使用料として、新規に250円を設定するものです。また、休館日について、現行の12月29日から翌年の1月3日までの日のほか、毎月第1月曜日を追加するものです。次に、議案第98号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は26ページ、新旧対照表は22ページです。議案第98号で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は12項目であり、第2分類の項目数は9項目、第3分類の項目数は3項目です。うち5項目は据置とし、調理実習室1時間あたりの現行料金250円を200円に、合宿室1泊あたりの現行料金1,100円を1,320円にするなど、改定するものです。次に、議案第103号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は39ページ、新旧対照表は31ページです。議案第103号で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は8項目であり、第2分類の項目数は7項目、第3分類の項目数は1項目です。テニスコート1時間あたりの現行料金240円を270円に、トレーニング室1時間あたりの現行料金220円を210円にするなど、改定するものです。次に、議案第105号 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は43ページ、新旧対照表は32ページです。議案第105号で使用料を改定する

施設は5施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は5項目であり、すべて第2分類です。国分郷土館、横川郷土館、霧島歴史民俗資料館、隼人歴史民俗資料館及び隼人塚史跡館の入館料の現行料金150円を180円に改定するものです。次に、議案第111号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は51ページ、新旧対照表は39ページです。議案第111号で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は6項目であり、すべて第2分類です。ホール1時間あたりの現行料金310円を370円に、生活改善室1時間あたりの現行料金320円を380円にするなど、改定するものです。次に、議案第112号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は52ページ、新旧対照表は40ページです。議案第112号で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は8項目であり、すべて第2分類です。うち6項目は据置とし、和室6畳の1時間あたりの現行料金120円を140円に、簡易食品加工室1時間あたりの現行料金のうち、一般320円を380円に、販売用480円を570円に改定するものです。また、休館日について、現行の12月29日から翌年の1月3日までの日のほか、毎月第1月曜日を追加するものです。次に、議案第140号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明します。議案書は98ページ、新旧対照表は68ページです。議案第140号で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は5項目であり、すべて第2分類です。多目的ホールについて、1時間あたりの現行料金1,470円を1,540円にするほか、利用者の分散化及び施設の利用促進を図るため、曜日別の料金として平日1時間あたり1,290円を設定するなど、改定するものです。以上で説明を終わります。

○副委員長（山口仁美君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は担当所管ごとの議案番号順に行います。まず、議案第146号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナについて、質疑はありませんか。

○委員（久保史睦君）

すいません。最初、全体的なことでちょっと確認させていただいてよろしいですか。まず、説明書の2ページにありました、この上から4段目の公の施設の性質別負担割合の考え方という部分で、一応、第1分類と第4分類というのはありませんというふうになっているんですけど、それが性質的にどういうものなのかというのをちょっと教えていただきたいという部分が一点と、この負担割合の部分でこの値上げ幅、それから値下げ幅のパーセンテージ的な部分、どういう基準のことで金額の上げ下げの率を出されているのか、その部分について全体的な部分で含めて構いませんので、ちょっと御説明をいただければありがたいです。

○教育総務課長（西敬一朗君）

まず1点目のお尋ねです。第1分類とは、専ら行政が提供するサービスで、市民の大半が利用する必需的な公共サービス、例えば道路などで、受益者負担はゼロ%に該当するものを第1分類としています。次に第4分類です。民間でも提供されているが、市民に必要とされる社会保障的要素を含むサービス、例えば市営住宅などで、受益者負担は50%としている施設を第4分類としています。次に、今回の改定の上限率と下限率ですが上限率は120%、下限率は80%で

設定しています。

○委員（阿多己清君）

中央高校のほうからですね。中央高校の精華アリーナですけれども、一般的には、学校体育と部活動が中心だろうなと思うんですけれども、これ一般に供する料金を設定しているということですが、これまでの利用実績とか、収入的な実績とかそういうのは、幾らぐらいだったんですか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

おっしゃるとおり、精華アリーナの使用条例施行規則の第2条第1項の中で、中央高校が使用する日は使用出来ないとなっておりますので、基本的には、学校の授業であったり、行事であったり、部活が優先されます。高体連の地区大会等が開催されますけれども、それにつきましては減免の対象となっております。そのほか、夜間開放を行っておりますけれども、以前は1団体、夜間開放を利用されている団体があったんですが、コロナ禍以降、活動を休止しております。今現在のところ、収入について実績はございません。

○委員（前川原正人君）

順番にお聴きしておきたいと思うんですが、今、高校のほうの事務長から説明がありましたとおり、学校の部活等が優先をするよ。しかし、一般の人たちが使う場合は、今回、コスト計算をしたりとか、これは財政課のほうでやられて、こういうような形で値上げをすると。料金設定を設ける、値上げをすることになるわけですが、今おっしゃった、学校開放事業がありますよね、その地域への。それとの整合性という点ではどのような対応になっていくのかということをお聴きしておきたいと思います。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

夜間開放等につきましては、先ほども申しましたけれども、市内の全ての体育館の共通した考え方に基づいて、使用の料金を設定しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、学校開放事業という点では、大いに地域に開放して、そこにある公共施設を大いに使っていただきたいというのが一つの目的ではあったんですけれども、それとはまた別に、いわゆる、体育館の何ていうんですかね。各それぞれ、以前のこの対照表で見たときに、それぞれ値上げをしているわけですが、先ほど総務課長がおっしゃるように、この第2分類、公費負担が50%、受益者負担が50%にするんだよということですが、これはあくまでも基本的な算出基礎になるわけですが、今回のこの上げ幅ですね。武道場を480円から560円に上げるわけですね。それから、2階の体育館も720円だったものを840円ということで、それぞれ値上げをしたわけですが、この幅というのをどのような。その算定の基本的考えは、この第2分類でいいと思うんですけど、この値段が出たこの一番の理由ですね。例えば、480円が560円になった、この値上げ幅というのが、どういう計算方法、根拠はわかっているんですけど、どのような議論がされていたんでしょうか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

体育館でやるところの精華アリーナだけではなくて、市の有する類似した体育館の施設につきまして、それぞれコスト計算をいたしましてその平均を出しているところなんですけれども、

その平均に基づいて、全体としてどのような使用料にすればよろしいかというのを財政課のほうで調整をいたしました結果が、例えばこの480円に関しましては560円、約1.2倍という金額になるように調整したということでございます。

○委員（前川原正人君）

ここでのもとの何ていうんでしょうね、基本的な部分というのは財政課のほうがやられたと思うんですけど、これは平米数も一つの、コストだったり、平米数だったり、もちろん面積が違えば、当然、コストも違ってくるし、その維持管理費も、詳細については違ってくるわけですけど、そういうのもやはり勘案をされているというような理解でよろしいですか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

そのように御理解いただいて差し支えないものと考えております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、この周知ですね、周知、学校関係の人たちについては、事務長がいらっしゃったり、職員の人たちがいらっしゃるので、簡単にいくと思うんですけど、あまり夜間の利用はないということでしたけど、市民が広く使いたいという人たちのための、この周知ですね。使う、使わないは別として、いつでも使えるように開放するというのが大前提ですので、その周知についてはどのような方法、どのような周知方法で、今後対応されていくというふうにお考えなんでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（堀之内真一君）

周知については、学校のホームページ等を活用してまいりたいというふうを考えております。

○教育部長（池田宏幸君）

国分中央高校の精華アリーナにつきましては、先ほどから学校施設ということでございますけれども、そもそも整備をする段階から、学校施設としての性格と社会体育施設としての性格をあわせ持つものとして建設をしております。ですから、一義的には学校で使うけれども、学校で使っていないときには社会体育施設として開放するというところでございますので、いわゆる小中学校で行っている学校開放とは少し性質が違っているというふうにお考えいただければいいと思います。

○副委員長（山口仁美君）

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に移ります。次に、議案第100号、霧島市メディアセンターについて、質疑はありますか。

○委員（野村和人君）

今回、新規の料金設定をされるということでもございましたけれども、これまでの利用状況、それから、どういうその利用設定をされているのか。また、今回はメディア研修室、鑑賞室、スタジオ、ビデオ編集室とかあるんですが、それぞれの部屋で機器が多分あると思うんですけどその機器なんかはどのような作業ができる機器なのか教えてください。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

まず、それぞれの部屋の利用実績について、令和3年度の実績になります。メディア研修室が417回、これは1日のうち、午前と午後それぞれ使えたりしますので、回数で申し上げます。

鑑賞室のほうは246回、編集室が133回、スタジオが106回となっております。

○メディアセンター副所長（山下裕司君）

各部屋の状況と機器等について説明させていただきたいと思います。メディア研修室のほうで、固定された机の上にパソコンが20台ありまして、主に、パソコンを使った研修等に使用しております。鑑賞室のほうで、広いスペースの中に大型スクリーンが前にあります。通常はここで上映会等を行っておりますが、最近ではテレビ会議のネット会議なんかの会場としても使用しております。それから編集室のほうはビデオ編集ができるパソコンが3台あります。このスタジオと、スタジオの中には特に機器はないですが、ライティングができて、この編集室のほうで、マイク等で音の録音等ができるミキシング等ができるようになっております。

○委員（野村和人君）

あと、この新規ということで、これまでの利用はどのような形で——、この今までの417回とか、こういう方々は料金をどのような設定でされていたのか教えていただけますか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

メディア研修室で年間417回と申し上げました。このうち、ほとんどが市の業務として使用しております。その中で、個人といいますか、市民の方が使用される場合というのが、メディアセンターでいろんな講座、パソコン講座とかを実施しております。それを、講座の卒業生の方々が、その後自主学習という形で使用される場合がございます。あと、国分中央高校の放送部の生徒たちが、編集室とかスタジオのほうで録音とかその編集をされる。あとボランティアグループの方々が、市の広報誌を朗読したものをCDに録音しまして、そのCDのほうは図書館のほうにも寄贈していただいておりますが、そういった方々が利用されている実績がございます。料金は、今まで料金設定がございませんでしたので、これまでは料金はいただいております。

○委員（野村和人君）

今回、これで料金設定をされて、一般開放をするという認識でよろしかったですか。またその場合の周知方法はどのように考えていらっしゃるか。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

市民の方々も利用されるということを想定しまして、料金設定をしようとするものでございます。周知に関しましては、市のホームページとかそういうのを利用して、周知したいと考えているところです。先ほど申し上げました、今まで利用実績がある方々のうち、ボランティアグループの方々とか、国分中央高校の放送部の生徒たちとかは、免除対象というふうに考えております。

○委員（野村和人君）

とても内容的に、これから使っていただきたい充実した施設だと思っておりますので、しっかりとした周知をお願いしたいなと思っております。

○教育総務課長（西敬一朗君）

ただいまの使用関係についてちょっと補足をさせていただきます。今回、審査をしていただいております条例は、全て公の施設の設置及び管理に関する条例。公の施設ですので、公共の福祉の増進のために、不特定多数の方が利用されることをそもそも見込んで設置した施設ということになります。たまたまメディアセンターにおいては、これまで使用料の設定、条例にそ

の規定はございませんでしたが、その使用に関しては、使用許可を経て、必ず使っていただくということで、これはどの公の施設もそのような規定が入っております。メディアセンターもこれまでの使用に関しても、ちゃんと使用する日時、人数等を報告いただいて、使用申請をしていただいてその都度使用許可をして使用されていた。たまたまその、使用の内容が、市の独自の講座であったりということで、一般の利用は少なかったんですが、一般の方が利用されるに当たり、今回、ほかの施設と同様に使用料を設定する、条例の規定に使用料の規定を追加するという改正であります。よろしくをお願いします。

○委員（前川原正人君）

一点確認しておきたいのは、今、おっしゃるように、公共の施設で、いわゆる今回条例改定をそれぞれ各セクションでするわけですけど、ほとんど免除対象が今までが、そういう流れだったということでおっしゃったんですけど、今回のこの料金設定で、1時間当たりメディア研修室で250円ということで、それぞれ鑑賞室、スタジオ、ビデオ編集室と料金を徴収しますよということなんですけど、これで大体どれぐらいの使用料を見込んでいらっしゃるんですか。実績からしか算出できないと思うんですけど。それについてはどのようなふうに想定をされているんでしょうかね。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長（安栖賢一君）

令和3年度の実績に基づいて、今回の設定する料金を当てはめた場合に、研修室のほうが3万2,000円ほど、編集室が1万1,000円ほど、これまで鑑賞室につきましては実績はございません。あとスタジオにつきましては、これまでが国分中央高校の生徒さん方でした。先ほど申し上げましたように、中央高校の生徒さん方につきましては免除対象と考えておりますので、想定としましては、先ほど申し上げました金額程度になるのではないかというふうに考えております。

○委員（竹下智行君）

ビデオ編集室についてお尋ねします。ビデオ編集については、新しい機能というのがいろいろ出てくるわけですけども、ソフトのバージョンアップとかというのは、どういうふうな頻度で考えているのか。新しいものが出たら、その都度バージョンアップされるのか、そこについて教えてください。

○メディアセンター副所長（山下裕司君）

新しいのもどんどん今出ていて、その都度というわけにはいかないですけども、やはり機器更新が5年に1回ありますので、その機会で見直しができるようなところはしているところでは。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に移ります。次に、議案第96号、霧島市立公民館について、質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第96号で二、三お聴きをしておきたいと思います。今回、特徴的な部分として、土日、祝日を設けて、平日とはまた違った意味での参加者を分散させるという工夫もされているわけ

ですけれども、この平日の特例ということで条文では書いてありますけれども、これによってどれぐらいの収入を見込んでいらっしゃるんですか。分別することです。平日と土日、祝祭日を見たときに、どれぐらいの使用料金を見込んでいらっしゃるんですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

公民館につきましては、そのような施行をするわけですが、ホール利用の特例に基づく見込みの試算というのではなくてですね、公民館全体としての、今回の料金改定についての見込み影響額というのでこちらのほうは算出しております、公民館の施設につきましては影響額というのが、今のところ、マイナス4万8,000円というのを、全体としては見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

私たちはあくまでもこの議案書と数字でしか、その判断ができないので、例えばこの公民館全体で見たときにですね、数えてみると86の施設、いわゆるそのこれは会議室だったり和室だったり調理室だったり、全体の86施設が値下げをされているわけですね。若しくはまた据置きというのものもあるわけですよ。だから、大まかに言ったときに、これは1市6町合併をして、同じ施設で同じような体系で料金を収受しようというのが一つのルールだとは思いますが、私がお聴きをしたいのは、休日、ここで言う、使用の特例を設けるわけですよ。料金はあくまでも、それこそデータで見るとしたら、今までの実績で、平日が何人だったかとか、休日、土日がどうだったかとかそこまで聴くことはないですけど、大体その分散化が進むことで、どのような状況、どのような効果が発生をするのかなということをお聴きしたいんです。分散化というのは分かるんですよ。分散化するということで、利用頻度を上げるというその施策も考えられるでしょうし、この差別化することで、どのような影響、大まかに言えば、大体、分散化されるだろうというのはわかりますけど、そういう議論というのはされてはいらっしゃるんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

今の御質問ですけれども、私も経営健全化の庁内の会議がございまして、その中でこの議論があったわけでございます。素案として提案されたもので、平日と、それから土日祝日の料金設定を区分けをさせるというようなことで、いろんなイベントの申込みというのがやはり土日、祝日に集中するということで、その部分を分散化ができないかということで、やっていきたい。ある意味これは試験的な取組というようなことでのものがございます。そういうこともございまして、それぞれ、私を含めているんな委員、部長級以上の委員がおりますけれども、それぞれの所管のところからはですね、効果を疑問視する声も確かにございました。というのは、料金が若干下がったからといって、イベントを平日にするだろうかということでございます。なので、この件につきましては、あくまで今回は、ある意味試験的な取組ということで御理解をいただければというふうに思っております。また、先ほど主幹が御説明いたしましたとおり、先ほど委員が公民館に関するこの96号関係で申しますと、料金の値上げが56になるようです。減額が88になるようです。総体として減額のほうが多いわけですから、どうしても、利用回数が変わらないとするならば、減額のほうに傾くというような御理解をいただければというふうに思っております。

○委員（阿多己清君）

財政課からいただいた資料で、溝辺公民館がマイナスの17万7,000円落ちるだろうという見込みで、表の中に書かれています。そしてあと、この後出てくるサン・あもりもかなりの減額という見込みを立ててあるんですけれども、ここらの、全体的に、ここだけじゃないんですけれども、指定管理料というか、そういうところへの反映は考慮されていくのかどうか。今、お示しいただければ教えてください。

○教育部長（池田宏幸君）

指定管理料との関係ですけれども、指定管理料につきましては指定管理の期間もございませぬけれども、相手方から提案をされた金額というものがあって、管理費としてこれぐらい掛かりますと、その中で収入がこれぐらいですというような見込みを立てて行われているわけですけれども、当然ながら収入が増えると指定管理料がトータルの中で減ってまいりますし、使用料が、それよりも少ないあるいは減免が多かったということになりますと、指定管理のほうが少し増えてくるということで、トータルバランスとしては差はないというふうに認識をしております。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ次に移ります。次に、議案第97号、霧島市青少年の家について、質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

この青少年の家は、上床公園の上がり口の左側にある施設かなと思うんですけど、以前、行ったときに、かなり老朽化しているという思いを持っていたんですけど、改めてこの料金設定をするということでもありますけれども、利用実態があるのかどうか、そこらもちょっと気になるところです。もしあったら現状を教えてください。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

利用実績ですが、令和元年度から申し上げます。令和元年度が420件の、利用人数が6,040人。令和2年度が353件、5,229人、令和3年度が、281件、3,622人です。利用団体としましては、太極拳の同好会とか、あとバンドですね、バンドの同行会とか、あと、五つ太鼓の同好会とか、あと、国分の敷根の児童クラブの方々が利用されていらっしゃいます。

○委員（前川原正人君）

97号関係で、教育委員会は、特別の理由がある場合使用料を減免し、減額することができる。これはもうどこの施設でも同じような条文というふうにくくられていると思うんですけど、この青少年の家の関係の条例で見たときに、どのようなことが、減免対象ということで位置付けられているんですか。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

今回初めて料金設定をするわけなんですけど、今までは無料で開放しておりました。なぜ無料だったのかというところで、当時の資料とかをいろいろ探したんですけど残されておりました。青少年の家が建設されたいきさつですが、溝辺町の郷土史によりますと、昔は青年た

ちが自己研さんの場として、青年小屋なるものがありまして、そこで闊達な議論や活動が行われていました。しかし、世の流れといいますか、青年小屋というものはなくなったということで、それによって、青少年教育として青年小屋的教育の発想から、青年が自ら啓発し情操豊かで心身ともに健やかに育つため、また話合いの場と遊びの場として、日常の拠点として活動、活用する館が青年の家ということで、昭和54年に建設されたものでございます。青少年の家は、青年の利用が多く、子供会の場としても活用されておりました。そういうことから、それまで無料だったのではないかなと推測されております。余談ではございますが、我々も、35年くらい前は、青年団活動が盛んでありまして、ここでいろんな議論、あるいは、交流をしたという覚えも、記憶しております。

○教育総務課長（西敬一朗君）

使用料の減額あるいは免除ということについて、ちょっと御説明いたします。公の施設には、先ほど委員もおっしゃられたとおり、包括的な条項として、特に認める場合というような条項が入っております。個々の例示がしがたいものを包括的に規定するのが、包括条項ということなのですが、これまでの例でいきますと、例えば青少年の家で後援を受けて、市または教育委員会の後援を受けて何か開かれるというような場合には、減額ということもございましょうし、仮に共催ということになれば免除ということも考えられます。例えとしては、1例ですけれども、後援・共催によって何か使用される場合には、使用料の減額又は免除がありうるということころです。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ次に移ります。次に、議案第98号、霧島市いきいき国分交流センターについて、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第98号関係ですけれども、いきいき国分交流センターの関係で、これも先ほどと同じような感じで、料金の設定を再設定することなんですけど、先ほど議論になっておりました、この中の状況といいますか料金を見ますと、大分上がったりが下がりがあるわけですね。このトレーニングルームとか、健康施設の回数券についてはそのまま据置きだということなんですけれども、これは今後、料金を再設定したときにですね、今後、この条例が施行されてからの、この影響額というか、どれぐらいの料金の差額、また増額、増減が出てくるのかお聞きをしておきたいと思います。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

いきいき国分交流センターの影響額につきましては、こちらのほうで、今、64万6,000円の増の影響というふうに見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、64万6,000円が、これはあくまでも、これまでの実績に基づいた算出だと思うんですけど、今この施設というのは、指定管理業者に委ねてるわけですね。そうすると先ほど部長がおっしゃるように、その協定書の中で双方、市と指定管理業者と協定を組んでですね、

大体どれぐらいでやるかと。経費がどんだだけだ。でも維持管理費がどれぐらい掛かっていくんだらうということで算出をして、その上で、市が支出をしていくということになるわけですけど、今回のこの料金によってですね、指定管理者の何ていうんですかね、影響というか、収受関係については先ほどと同じような感じでそんなに増減はしないという理解でよろしいですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

今のところ、その64万6,000円というのが、どのような影響かというところは、もちろんそうですね――。

○副委員長（山口仁美君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前 9時57分」

「再開 午前 9時58分」

○副委員長（山口仁美君）

再開します。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

基本的には利用料金が増えますと、指定管理料のほうが減っていくというような考え方で、よろしいかと思えます。

○委員（川窪幸治君）

いきいき交流センターのほうで、私も住んでるところが近いもんですから、よく前を通ったり、トレーニング室のほうに行ったりとかするんですけど、今、ここのちょっと料金的にはちょっとわかりませんが、調理室があるということになってるんですけど、これ今、使われているというのは確認してもいいですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

調理室も使われております。

○委員（川窪幸治君）

ここの施設のトレーニングルーム、プールとかたくさんあるんですけど、この調理室があることで、ここにですね、ものすごく行きたいという方々がたくさんいらっしゃるんですね。そういう人からちょっと相談を受けたりしたもんですから、一応ちょっと今確認させてもらったんですけど、料金改定でこれで、調理室なんか少し、1時間の使用料が安くなったりはしているみたいなんですけど、やはり、スポーツ団体とか、そういうところがやはりこういうところを求めているので、コロナ禍でもしかしたら使用されてなかったかもしれないですけど、そういうところをやはりもうちょっと使われるようになったらまた、使えますよというような周知をまたしていただけるようになると、もう少しまたこういう利用施設は、もっと皆さんが活用していただけるんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどうですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

調理室の件なんですけれども、昨年度の実績で言いますと、448人使われております。

○委員（川窪幸治君）

宿泊も含めてという考え方でいいですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

宿泊はまた別です。これはあくまでも、調理室というところの部屋の利用という形です。

○教育部長（池田宏幸君）

今、委員が御質問された内容から推察したお話ですけれども、この新旧対照表の23ページを御覧いただくと、1番下の欄に、議案第98号の表の中では合宿施設というものがございます。なので、ここに泊まって調理室を使ってというようなことを想定されたと思うんですけれども、調理室につきましては、そういう使い方もございますし、単独で調理室を使うということもございます。で、集計としては、合宿をしながら調理室を使った場合でも、調理室単独で使った場合でも、区分としてはもう調理室での使用ということでしか整理をしておりませんので、先ほどの主幹の回答ということでございます。

○委員（野村和人君）

ただいまの調理室なんですけれども、ほかのところは据置き又はアップになったりしてるんですけど、この調理室だけが今、減額案と。何か背景があれば教えていただけますか。

○社会教育課長（福永清美君）

市内にある類似施設に合わせまして、このような改定となっております。

○副委員長（山口仁美君）

はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ次に移ります。次に、議案第103号、サン・あもりについて、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですけれども、会議室及び研修室、教養文化室、トレーニング室は料金が値上げをされているわけですが、ほかの回数券の部分ですね、これが据置きでされているわけですが、何ていうんですかね。負担を少しでも、回数券を使われるという方は、いつも常連みたいな感じだったので、こういうような措置になったのかなということが、あくまでも想像でしかないわけですが、こういうような措置をされた背景といたしますか、その大きな理由というのはどうなのかが考えられたんでしょうか。

○副委員長（山口仁美君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時04分」

「再開 午前10時05分」

○副委員長（山口仁美君）

再開します。

○委員（前川原正人君）

ちょっと、ごめんなさい、103号の関係で勘違いしてました。まず、大体が値下げになったわけですが、これもいわゆる、平米数だったりコストだったりとかいうことで、こういうような結論になったと思うんですけど、ここに至るまでの経緯というのはどうだったんですか。上がったところもあるわけですよ、ほかの施設については。その特殊的な部分ではですね。

ただ今回は下がっているわけですが、どのような背景といたしますか、あったのか大まかでいいです。大まかで。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

サン・あもりのトレーニング室につきましては、今回はコストをふまえた引下げというよう
な形になっております。

○委員（前川原正人君）

コストをふまえた引下げというのは、ということは、今まではそんなにコストはかからな
かったので、もう値下げをするよということなんですか。コスト計算されたわけですよ。そして、
3年ないし4年に1回の料金改定をしましょうというのが、一つの背景にはあるんですけど。
軒並み下がっているからですよ。別に下げることに対して異論を言っているわけではなくて、
何でだろうなという、もう普通に、「下がるからいいですがね、何言ってるの」じゃなくて、や
はり料金設定というのは、あくまでも、利用者が支払うものですが、何でこういうふうな
措置をされたのかなということですね。

○教育部長（池田宏幸君）

今回のこの料金設定の中でコストの計算をしているということでございますけれども、やは
りその、施設の整備、修繕というものが大きく影響いたしております。過去、この前の期間で
すね、前の期間中に行われた施設の修繕等で多額の経費を投入していれば、当然ながら、その
期間のコストが上がったということになりますし、その期間、あまりその施設に不具合がなく
て、修繕料が少なかったりするとその分が下がったりというような、そういう過去の実績をも
とにして、コストの計算をしておりますので、前の期間のコストがどれぐらいかかったかとい
うことで、当然増減をしていくということになってまいります。なので、恐らくこのサン・あ
もりについては、大きな理由は、やはり大きな修繕がなかったというようなことが、原因の一
つではないかというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

サン・あもりの歴史的な背景というのは、これは厚生労働省の前の施設じゃなかったですか。
それが途中で、旧隼人町に移管をしてというのもあったんですけど、そういうのも一つの、何
ていうんでしょう、時代背景も考慮しての今回の値下げということになっているんでしょうか
ね。ただ、今部長がおっしゃるように、今まで金がかからなかったよと。修繕費とか、そうい
うのは全然また全くゼロではないけど、それなりには必要だったけど、ほかの施設から見た場
合に、そんなにたくさんわからなかったの、それが今回反映をされたというそういう理解で
よろしいんですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

これまでのサン・あもりがその国のものだったことから市のものになった。そんな経緯とい
うのを踏まえているものではございません。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ次に移ります。次に、議案第105号、霧島市立郷土館等について、質疑はありません

か。

○委員（前川原正人君）

郷土館の関係ですが、このそれぞれの利用実績数はどうなんでしょうか。それに伴う、これまでの実績から見た場合の料金がどのように変化をしていくのかですね。お示しいただけますか。

○社会教育課文化財グループ長（堀之内清子君）

まず、お尋ねございました実績、令和3年度の実績、入館者のほうの実績を申し上げます。全体で見まして、入館者が3,826人、入館料が32万8,040円となっております。影響額なんですけれども、今度の改正によりまして、5館合わせまして6万6,000円の影響額を見込んでおります。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、次に進みます。次に、議案第111号、霧島市隼人地区共同利用施設について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

隼人地区の共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の件についてでございますけれども、今回の改定で、一番上がるので19%プラスと。下がるのがマイナス14%ほど、料金のパーセンテージで見たときに下がるわけですがけれども、この利用施設のですね、今までの実績、そして影響額がどのように変化をするのか、お示しいただけますか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

隼人地区共同利用施設の、こちらの条例改正ですけれども、今回の対象としておりますのは、天降川地区共同利用施設ということで、天降川共同利用施設の実績のほうをお答えさせていただきます。令和3年度の利用人数は1,295人、利用料金の収入実績は102万1,160円です。今回による影響額は7万8,000円を見込んでおります。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですか。次に進みます。次に、議案第112号、霧島市溝辺コミュニティセンターについて、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

これも先ほどの議案と同じように、今までの利用実績ですね、それと影響額がどの程度になっているのか、お示しいただけますか。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

利用実績です。令和2年度が109件の1,484人、令和3年度が124件、1,830人です。影響額ですが、コミュニティセンター全体で申し上げますと、1万円の増となるようでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点確認しておきたいのは、この112号の溝辺コミュニティセンターの関係ですが、

販売用ということで、480円が570円にぐんと上げ幅が大きいですね。金額的にはそんなにはないんですけど、このような料金体系にされた議論の背景というのは、どういうのがあったんですか。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

先ほど社会教育課長が申し上げた、ほかの類似施設と同様のような金額ということで設定したということです。しかしながら、この簡易食品加工室、昔といいますか、美土里会というグループがございまして、もう何年前か忘れたんですけど、それまで販売用のみそとか、あるいは、今みたいに弁当の業者というか、それがあまりない時代に、溝辺のお茶農家のために弁当を作っていると。もちろん有料なんですけど、そのような経緯がございまして、もう、しかしながら、今のところはもう使用されているグループはないというのが現状でございます。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ次に移ります。次に、議案第140号、霧島市隼人農村環境改善センターについて、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

この隼人農村環境改善センターの関係でございましてけれども、これも最初審査をいたしました日曜日、土曜日、祝日の料金を新たに設置をするということなんですけど、これもやはり、ほかの同類の、面積なんかも若干違いますが、算出根拠というのは同じという理解でよろしいですか。

○社会教育課長（福永清美君）

委員のおっしゃるとおり、類似施設、席数であつたりですね。

○委員（前川原正人君）

これは、新たな料金体系を設けるということになりますけれども、これまでの実績で見たときに、どれぐらいの人たちが利用をし、そして、どれぐらいの料金が収受されてきたのか。お知らせいただけますか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

改善センターの令和3年度の、もうこれは全体的な利用実績ですけれども、利用者が2万4,314人、使用料の実績としまして133万6,423円です。今回の改正による影響額は、10万7,000円を見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

これはあくまでも臆測でしか言えないんですけど、実績で見たときには今おっしゃるような、使用料が133万円余りなんですけれども、この分散化されるわけですよね。そうすると、これよりも若干下がるのかな。実績から見たときにですね。それはもう使う人が、どういう状態でどのような形態で使うのかということでもまた、増減をしてくると思うんですが、下がるということも十分考えられるのかなと思いますけど、やってみないとわからんのが実際ですよね。でも、これを見る限り、この条例の中身を見る限り、分散化するわけですし、その上に料金を値下げするわけですから、これよりもまだ下がる見込みになるのかなという気がするんで

すけど、どんなもんなんですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

委員のおっしゃるように、確かに金額的には、値段を下げるという一面もあるんですけども、これは新しい料金設定をして、分散化に伴いその施設の利用促進を図っていきたいという一面がございますので、そういった意味ではですね、これも何とも言えないところなんですけれども、下がるというようなそういう予測もある一方で、利用促進が図られるのであれば、使用料の増にもつながるのではないかとというようなことも考えられると思います。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長がおっしゃったように、この日曜日、土曜日、祝祭日ですね。今回のこの料金設定の在り方というのはいろんな様々議論があったと。これも一つの試行的な、そういう位置付けということでよろしいんですか。

○社会教育課主幹兼学習支援グループ長（井上寛昭君）

こちらのほうも試行的な形になります。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案10件についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時23分」

「再開 午前10時40分」

△ 陳情第5号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○副委員長（山口仁美君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、霧島市国保税引下げを求める陳情書について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

陳情第5号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書につきまして、本市の国民健康保険の概況を御説明申し上げます。国民健康保険の被保険者は、加入世帯及び加入者数が年々減少傾向にある中で、65歳以上の方々が全体の50.04%を占めるなど、被保険者の高齢化が進んでいる状況です。また、医療費は、高齢化の進行と医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費が増加し続けています。このような中、本市の令和3年度国民健康保険特別会計の決算につきまして、県から示された標準保険税率を基に、国民健康保険税率の見直しを行ったこと、国民健康保険税の歳入確保に努め、収納率が上昇したことなどから、歳入合計145億1,958万7,038円、歳出合計144億2,337万9,292円で、9,620万7,746円の黒字となりました。令和5年度の国民健康保険税につきましては、県から来年1月に示される令和5年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を確認し、国民健康保険運営協議会の答申を受けてお示しすることになります。このほか、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯に限らず、広く未

就学児がいる世帯に対して、一律に軽減を行うことを目的に、未就学児の均等割保険税の5割軽減措置を令和4年度から開始したところです。子どもに係る均等割保険税の軽減制度の拡充については、全国市長会などの国保関係団体から国に対し強く要望していることから、今後の国の動向を注視してまいります。以上で、概況の説明を終わります。詳細につきましては担当課長が説明します。よろしく御審査賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（宮永幸一君）

それでは、私のほうから本市の国民健康保険の現状を御説明します。御手元の審査資料、陳情第5号に基づいて説明いたします。審査資料の1ページを御覧ください。1、被保険者数及び世帯数の表は、年度平均の推移を示したものであり、いずれも年々減少傾向にあります。令和4年度以降3年間も団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することから、減少は続くものと考えられます。2、国保被保険者の年齢構成は、毎年4月1日現在で5歳階級別に集計したものです。表の右側に令和4年4月1日現在を記載していますが、国民健康保険に加入することができる市内総数107,057人のうち、24,935人、23.29%の市民が加入しています。表中の65歳から74歳までの2階層の構成比を合計すると50.04%となり、約5割が高齢者です。3、被保険者一人当たり医療費の推移の表です。令和2年度は一人当たりが470,069円と、コロナ禍による受診控えや、マスク着用と手洗い消毒によるコロナ以外の感染患者が減ったことにより、前年度よりも若干減少しましたが、令和3年度は484,449円となっており、コロナが本格的に流行した令和元年度よりも若干増加している状況です。2ページを御覧ください。国民健康保険事業費納付金の推移をお示ししています。これは、鹿児島県が県内の保険税必要額（医療給付費—公費等による収入額）を、市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映させて市町村ごとの納付額を算定しているものです。令和3年度から納付額が減少していますが、先ほど部長から説明がありましたように、来年1月に令和5年度納付金等が示されますので、それを参考に来年度の本市の保険税率を設定してまいります。次に、3ページを御覧ください。本市の国民健康保険税の税率の推移を示したものです。左の表の全体額で申し上げますと、令和4年度は課税標準所得額に乗じる所得割が15.9%、加入者一人当たり賦課する均等割額が36,400円、世帯当たり賦課する平等割額が34,900円となっています。また、課税限度額、いわゆる課税の上限額を102万円としています。次に、4ページを御覧ください。本市の一般被保険者の収納率を示したものです。保険税の収納においては収納課が担っており、収納率向上に努めているところです。年々収納率が上がっておりますので、その成果が出ているものと考えます。次に、5ページを御覧ください。①の表が法定軽減世帯の状況です。保険税負担の厳しい所得の低い被保険者層については、保険税のうち応益部分（均等割と平等割）を軽減する制度が設けられており、②の表の所得の状況によって軽減割合が分かれております。令和3年度の軽減世帯割合は、①の表のとおり加入世帯の68.21%であり、7割近くが軽減世帯に該当しています。次に、6ページを御覧ください。令和4年度から開始された、未就学児の均等割保険税の軽減をお示ししています。上段のイメージ図に示すとおり、法定軽減が適用されない場合は均等割額の5割を軽減し、法定軽減が適用される場合は、軽減された残りの半分を減額することから、7割軽減の場合は8.5割に、5割軽減の場合は7.5割に、2割軽減の場合は6割に軽減が拡充されています。また、一番下の表ですが、令和4年11月30日現在で、565

世帯の767人が該当し、合計6,078,690円の軽減額となっています。なお、鹿児島県が公表している資料として、7ページに保険税率一覧表、8ページ以降に国保税一人当たり調定額を添付しておりますので、お目通しください。以上で説明を終わります。

○副委員長（山口仁美君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

丁寧な説明ありがとうございます。これ決算の関係もあったんですけども、今、基金のほうですね、今度、さっきの説明でもありましたけど、9千飛んで幾ら、余剰金が確か出たような感じですけど――。歳出合計で9,620万7,746円の黒字ということになっているんですけども、これを、またどのようにされたのか、その辺のところをちょっとお示しください。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

9,620万7,746円、この分につきましては、一般会計からの繰入れ、あと県支出金、県からの支出金と税、主にこの三つで全体の約99%を占めております。そこから歳出部分を差し引いた残りが剰余金ということで、9,600万程度ですね、残っているというような状況でございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長、課長から説明をいただいてですね、来年1月に新たな、何て言うんですか、県が示す数値で、それに基づいた保険料設定ということになるんでしょうけれど、既に11月にもヒアリングがあったんですよ。11月に各市町村の担当者呼んで、県の国保の所管をすることで、大体どれぐらいになりますよということでヒアリングがあったと思うんですが、そこでの示された内容等についてはまだ言えないですかね。概算で言ってるはずなんですよ。だから、大体それはひとり歩きをするといかんですけど、大体どれぐらいという説明がありました程度ぐらいならいいのかなと思うんですが。

○保険年金課長（宮永幸一君）

11月に県のほうから、概算といいますか、いわゆるその仮算定というような形で示されております。その中では、この納付金に関して言いますと、令和5年度の仮算定と、令和4年度の本算定を比較したときに、納付金が約4,400万円減少をしておる状況でございますが、またこれが、年明けの1月の時点で変動がある可能性はございますので、まだちょっと確定はしておりませんから何とも言えないところであります。

○委員（前川原正人君）

あまりこれも掘り下げていくと、ひとり歩きするのが怖い部分があるんですけど、そのことが、仮算定で出されたんが、そのままゴーとなるのか、それとも、今までの経緯のようにコロナがあったりとか、様々要因があって、医療費も伸びなかったというのも手伝ってるわけですけど、現状からいったときに、今、これはもう来年のことはなかなか言えないんですけど、コロナがまたぶり返していますので、また、受診控えとかですね、そういうのもあるかと思うんですけど、大体、市の本算定、県の本算定、それを受けて、市のほうにこれぐらいですということで、はっきりと出る月、1月中には出るんでしょうけど、県のほうはいつぐらいの予定をされていらっしゃるのかですね。それからばたばたしなければいかんわけですけど、その辺は、どのようなこの展開になっていくんでしょうかね。

○保険年金課長（宮永幸一君）

通常のスケジュールですと、もう、1月早々に確定額は示されます。県のほうからですね。その中で、こちらのほうも仮算定の中で、予算の編成は並行して、見込みじゃないですけど、進めていく中で、あと今度は、12月中に様々なその税制の関係で、いろんな制度改正に伴う部分が示されるところでございます。また令和5年度についても、いろんな形でいろいろ事前にといたしますか出ているところです。具体的に言いますと、まだ、先ほどもちょっと、法定軽減のことを言いましたけれども、国保税の軽減判定所得基準の見直しとか、あとは今度は課税限度額の引上げとかですね、ちょっと離れますけど、出産一時金の引上げとか、あと、来年度途中みたいなんですけど、産前産後の4か月間の国保税の免除というのを創設するというような動きもありますので、そこはちょっと、今回の来年度予算の当初にはちょっと反映は出来ないかもしれませんが、そういう部分も反映させながらですね、あと、納付金の結果、あと実際の歳入関係のところも調整をしながら、本当にその必要な保険税額の中で、あと税率のほうを設定していくことになって、その部分を、一応、その1月中に行った上で、その結果を市の国保運営協議会のほうに答申をして、当初予算の提案というような形に、流れとしてはなろうかと思えます。

○委員（前川原正人君）

どうしても様々その要因、要件がこう変わっていくっていうんですかね、それは否めない事実でありますけど、ただ、もう昨日おとといの報道なんかでも、出産一時金が50万円になるよというとなると、その分がまた、財源がまたどうなるのかとかですね。それは国なのか県なのか。市がちゃんと応分の負担で、それぞれの負担割合にしていくのかというのはいま要因としてあり得る話です。ただ、今回はこの陳情書というのは国保税の値下げをしてくださいよ。そして子どもへの均等割課税を見直すことということで、これはもう今年の4月から、均等割部分については、ちゃんと法制化されて、それはもう確かにその分は評価をできるということでもありますけれど、問題というか、この資料で見たときにですよ、いわゆるその所得階層分で見るときに、どのような状況なんです。例えば、所得ゼロで何世帯なのかですね。それから、1万円以上100万円未満とかですね。それは、資料として出していただくことは、あくまでも全体像でしか書いてないので、詳細の部分が、ぜひこのお示しをいただきたいと思うんですけど。所得階層分と職業区分で見た場合にどうなのかということ、資料請求をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○税務課長（吉永利行君）

先ほどの資料につきましては、またこちらで準備をして、お出しできるものは出したいと思っております。

○委員（前川原正人君）

今回、昨年度の決算委員をさせていただいて、その中でも明らかになったわけですけど、今現在が大体5億1,500万円ぐらいが基金が積立られていますよ。それはもう、出し入れをしてですね、入ってきたり出したり、様々、そういう出し入れをして、会計は動いていますので、それは固定ではないんですけど、出納閉鎖時になったときに、大体、これもわかりません。それはもう急に医療費がドーンと上がれば、その分を取崩して支払ったりというのもあるんで

すけど、今の現在では大体8億円ぐらいで推移をするのかなというふうな思ってますけれど、大体それぐらいの基金残高に、どれぐらいというふうに想定はしていらっしゃるんですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

基金残高につきましては、令和4年の5月の時点で6億1,100万円ぐらいになっております。先ほど前川原委員がおっしゃいましたように、国民健康保険の場合は、支出額がですね、支出のほうが被保険者の医療費、医療の需要に応じて変動をしますから、まずそれを収入がないからといって抑えることはできませんので、そういう性質があります。そういう部分で、この国民健康保険の予算編成という部分には、一般会計でちょっと異なる難しさがあるところです。そういう意味でも、国保運営に必要な財源となります保険税の税率というのは慎重に設定をするというところと、あと、そういう不測の事態に合わせて、基金の活用というのもしていかなければならないと。将来的な財政リスクに対応するためにも、そういう基金の活用というのは必要かなと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

確かに、会計というのはお金が動いてますので、それはまた、様々なそういう、社会的要件、条件、状況によって、また、増減をするというのはもうわかっているつもりです。要は今の見立てで、今の見立てっちゃうのはおかしいですけどね。来年の5月の出納閉鎖時に、大体どれぐらいの基金涵養というふうなことで想定をしていらっしゃるんですか。基金涵養というところごく格好いいですけど、要は積立金がどんだけになるかということですよ。あくまでも想定です。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

令和3年度の先ほど説明、川窪委員からありましたとおり、9,600万円程度の繰越しがあります。これから、償還金がありますので、償還金を差し引いた分が、通常であれば、基金への積立てということになります。今、課長のほうから説明がありましたとおり、保険給付費ですね、医療費はどれだけ伸びるかということになりますので、その伸びた分が、その部分を昨年の繰越し分から償還金を引いた、その部分を差し引いた部分に給付費が加わればですね、繰越し、基金の積立てですね、できないこともあり得ます。なので、現時点で、基金が幾ら、ということ、恐らく、9,600万円に対して、償還が今の時点で、約9,000万円程度は発生するので、600万程度の余裕しかありません。ですので、最終的には600万分に対して給付費が上回ってしまうと、基金のほうを逆に取り崩さないといけないということも発生します。ですので、今の時点ではその部分については、はっきり言えないところです。

○委員（前川原正人君）

私が聴いてるのは、大体予算というのは、過去の実績に基づいて予算編成するんですよ。ですからもう、実際の部分と仮想の部分ですね、こうなるであろうという想定のもとでの予算編成するわけですよ。歳入がどんだけ入りました、歳出がどんだけありました。それからどんだけ基金に積みましょう、それは条例等で、たまった歳入、支出の部分の余りの部分について、半分は積立てましょうとかですね、そのルールあるわけですよ。しかし、来年の7月、来年っていうか、出納閉鎖時というのは、年度はちゃんと4月から始まって3月で終わるんですけど、お金っていうのは、出納閉鎖時ということで5月末日まで動いているわけですよ。まだ厳密に

はまだ動いてるわけですよ。だからその経閉鎖時までの間の、いわゆる、大体どれぐらいの基金が積立てられるという想定をしていますかということをお聴きしてるんです。確定ではないですよ。動いてますから。だから今の時点での、積立金が5月の閉鎖時にどのぐらいになるのかということをお聴きしてるんです。だって、ある一定程度予測をしながら、予算というのは使っていくわけですから、先ほど課長がおっしゃるように、いやもう金がないから払えませんということは言えないわけですよ。それはどこかから借りてきてでも、保険請求がありますので当然払っていかないかんわけですけど、だから今の状況の中で、基金の積立金が5月の閉鎖時には幾らになりますかということをお聴きしてるんです。ということです。

○保険年金課長（宮永幸一君）

先ほど中村主幹が言ったように、もう結論から言えば、今のところは、はっきりとわからないけれども、今、令和4年の5月の時点で、6億程度あった部分、そこを基準にですね、若干取崩しが必要になるのか。あるいは、ちょっと今の時点では、ちょうど同じぐらいのような感じになるんじゃないかと、そういう予測はしております。

○委員（前川原正人君）

平行線なんですけど、まだ見えない将来をどうするかという、こういうふうになってほしいという願望があってもですね、現実には難しい差はあると思います。ただ、我々も数字でしか見ることできないんですよね、実際は。それを見ても、例えばその2019年度の基金残高が1億5,600万円ほどですよ。出納閉鎖時で。決算時でですね。2020年が2億3,600万円ですよ。で、21年度の決算で5億6,000万円積立てられたわけですよ。これが、前年度比でずっと見ていくと、全部は言いませんけど、2021年度は、前の年度から見たときに、大体2億7,900万円ほどですね、上回ってるんですね。それは先ほどおっしゃるように、コロナの状況だったり、社会情勢の変化だったり、受診控えというのもあったと思います。がしかし、私たちは、数字でしか見れないので、だからこの推移でいけば、今おっしゃるような感じで、同じぐらいの基金残高になっていくのかなという想定をしております。わかりません。実際のところ。実値を踏んでいったらわからないんですが、それぐらいになってほしいというような願望はおありでしょう。

○保険年金課長（宮永幸一君）

基金の活用になりますけれども、先ほど申し上げましたように、納付金の、今の時点では、4,400万ほど減少をしているというところで、実際その部分が、来年1月にどういうふうに変わるのかというのは、ちょっとわからないところですけども、逆に、納付金を納めるに当たりましては、国保税だけではなくて、ほかの財源等も活用しながら、納付をしておりますので、逆にほかの部分で何か大きな変動、歳入の部分で変動でもあれば、またそれは、保険税とか、そういう部分に影響がしてくるかもしれません。ので、そういう基本的には、納税者、税率については、極力維持をしたいところでありまして、その中で、ほかの部分での歳入の確保ができなければ、場合によっては、そういう基金の取崩しというものも必要になってくるのではないかと考えているところです。

○委員（川窪幸治君）

ちょっと国保の性質になるのかちょっとよくわかりませんが、そこをちょっとお聴きしたいんですけど、国保の制度として、低所得者とか高齢者の人が多いのは、もうここで数字で見

るのでよく分かるんですけど、この方たちの国保税をもし納められないとか、収入がない方がいた場合とか、この人たちがこの国保の制度として医療を受けることができるのか、できないのか、ちょっとお伺いします。

○保険年金課長（宮永幸一君）

基本的には国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利がございますので、世帯の人数に応じた応分の保険税を御負担いただく必要があるということでございますが、その中でも、何かのその事情によりまして、保険税の納付ができないと。いわゆる、今度は軽減ではないですけれども、そういうそれに対応した減免措置とか、あるいは、それでもなかなか厳しい、特別な事情がないにもかかわらずですね、保険税を滞納している世帯の方々に対しては、もう資格証明書とか、あるいは短期被保険者証の発行とかしながらですね、対応はしているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

ということは、納付が可能な方はしていただかないといけないけれども、事情があって、納められない方にも、そういうような軽減措置とか対応はしているという認識でよろしいですか。

○保険年金課長（宮永幸一君）

はい、そのとおりでございまして、また、逆に、税金の納付が出来ないというような事情がある場合には、収納課のほうでも相談に応じて、その対応を図っておりますので、そのところは御心配ないと思います。

○委員（久保史陸君）

はい、ちょっとお尋ねをいたします。今の部分については若干関連するのかもしれないですけど、資料の4ページ、先ほど御説明をいただきました収納率の部分について、現年度分3年度、これが95.97と、それから滞納の分、繰越しが32.24、計が89.54%で、4%から5%ぐらいになってくるんですけど、2点ちょっとお伺いしたいんですけど、ここが金額的に幾らぐらいに実際になっているのかという部分と、県の仮算定のときに、ここら辺の滞納の繰越しの部分については、どのような評価がされてどのような位置付けになってくるのか、基金の取崩しというのは今までもいろんな議論が交わされてきてるんですけど、まずその今おっしゃられました収納率の部分になるのかもわからないんですけど、収納するというのが第一前提になってくるのかな。そこが基金の確保においては一番重要な部分にもなってくるのかなというふうに考えてるところなんですけど、そこら辺の見解まで含めて教えていただいてよろしいですか。

○保険年金課主幹（中村和仁君）

委員のほうから質問がありました件ですが、令和3年度決算になります。令和4年度はまだ確定しておりませんので、令和3年度で国保税の歳入済みの金額が、20億8,284万7,110円。これは現年分と滞納分を含めております。含めた金額です。今ここで、現年分と滞納分をちょっと分けると言われたらできるんですけど、できるんですけど、ちょっと今、合計でお答えいたしました。あと、当初予算を積算するに当たっての、滞納繰越しについてはですね、過去の収納率を積算しまして、今年度の滞納繰越しがどの程度になるか、そこをある程度計算して、その率を掛けたものを、滞納繰越し分として予算計上しているところです。今年度、令和4年度がどの

程度の繰越しになるかという部分が見えないところがありますが、過去、3年から4年程度の収納率、収納課で積算しています収納率をですね、今年度の繰越分まで含めた金額を積算しましてそれに収納率を掛けて、繰越額を出してると。予算計上してると。繰越分についてはですね。現年度分については先ほどから説明しておりますとおり、県の標準税率をもとに、市のほうでその部分については積算をして、予算計上してるということになります。

○委員（前川原正人君）

先ほどのこの資料の中で、6ページになりますけど、7割世帯の金額は書いてあるんですね。これが大体どれぐらいの、何世帯になるのかですね、内訳をお示しいただけますか。

○税務課長（吉永利行君）

内訳を申します。世帯でよろしいでしょうか。7割軽減、こちらの世帯が7,423世帯。5割軽減が3,030世帯、2割軽減になります。こちらが2,104世帯、合計で1万2,557世帯となります。失礼いたしました。未就学児のほうの世帯数を申します。7割軽減のほうです。211世帯。5割軽減が137世帯。2割軽減が86世帯、それ以外のところが131になります。合計で565世帯となっております。

○委員（前川原正人君）

この同じく6ページの中で、未就学児に係るその軽減額ということで書いてあるんですけど、全体でいったら565世帯が、未就学児に係る均等割の減額を適用されてますよという理解でよろしいんですか。

○税務課長（吉永利行君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（阿多己清君）

今、4,400万円ほど減になる見込みというところで、現時点ではそういう数字を教えていただいたんですけども、このままでいけば基本的に保険税は上がらないと見ているんですけども、あと、基金のほうが6億円程度、今、あるということではありますが、最悪そういう基金を取崩して、保険税に充てるとか、そういう気持ちも現時点ではあるのかどうか、そこらをちょっと。

○保険年金課長（宮永幸一君）

昨年度から、私のほうもこちらのほうに携わっておりますけれども、ちょうど来た中、コロナ禍ということで非常に社会情勢が不安定な中でございます。今もずっと続いている状況でございますので、まずはその税率については、ほかの自治体もいろいろ事情はあるでしょうけれども、基本的に、もうその税率を極端に上げたり、極端に下げたりというのは、逆に言えば、納税者の皆さんのそういう安定した生活を乱すようなところもあるかもしれませんので、基本的には、昨年度の税率を、維持するというのを基本にスタートして、納付金の減少、あるいは先ほど言いましたように今度は歳入のほうの見立ての増になるのか減収になるのかわかりませんが、その部分もバランスを考えながらですね、税率のほうは設定をしていきたいと考えております。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第5号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時27分」

「再開 午前11時29分」

△ 陳情第6号 霧島市の子どもの医療費窓口無料化を求める陳情書

○副委員長（山口仁美君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第6号、霧島市の子どもの医療費窓口無料化を求める陳情書について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

陳情第6号、霧島市の子どもの医療費窓口無料化を求める陳情書について、説明いたします。子ども医療費の窓口無償化については、保護者が医療費を一時的に立て替える必要がなくなるため、保護者の負担軽減につながることは承知しています。現在、経済的な理由から受診控えが想定される住民税非課税世帯に属する18歳到達後最初の3月31日までの児童については、子ども医療給付制度の見直しに取り組み、現物給付方式を用いることで窓口無償化を実現し、子どもの疾病発見や治療が遅延することが無いように努めているところです。また、住民税課税世帯の未就学児については医療費の全額を、小中学生については、月額2,000円を超える分の医療費を助成しており、子育て世帯に対する負担軽減策として一定の役割を果たしているものと考えています。このような中、子ども医療費の全ての対象者に現物給付方式を導入することに当たっては、①県内全ての自治体が、制度内容の差異はあるものの子ども医療費助成事業に取り組んでいること、②自動償還払方式、現物給付方式の取りまとめを担っている鹿児島県国民健康保険団体連合会等の理解を得る必要があることなどを踏まえると、本方式の対象者の拡充については、鹿児島県が一律に取り組むべきものと考えていますので、引き続き鹿児島県市長会を通じて、県に本方式の導入を要望してまいります。なお、現物給付方式の導入については、国の制度により国民健康保険の国庫負担分の減額調整措置が採られるため、国民健康保険の財政的な課題があり、また、一般会計においてもかなりの財政負担を伴い、医療費の増嵩により各方面への影響が懸念されることから、財政措置についても併せて要望を行っているところです。令和3年度の子ども医療費助成事業の扶助費の決算額は、3億180万8,000円となっています。この中で、鹿児島県子ども医療費助成事業費補助金につきましては、住民税非課税世帯については全額、住民税課税世帯については未就学児の1人あたり月額3,000円を超えた分を補助対象としており、補助負担割合は、県・市それぞれ約2分の1で、県補助対象の子ども医療助成に係る令和3年度の扶助費は1億980万3,000円、そのうち県補助金は5,428万2,000円となっています。また、県の補助対象とならない課税世帯の未就学児に係る分及び小・中学生に係る扶助費は1億9,200万5,000円で、その全額を一般財源などの自主財源で負担しており、子ども医療費助成全体に係る市の負担は、2億4,752万6,000円で、全体の82%を占めています。以上で、陳情第6号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（山口仁美君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

窓口無料化ということで、たくさんの方が、こういうのに取り組んできているところであると思うんですけど、本市でも、無料化に対しての協議というか、検討というか、そういう話し合いとか、そういうものは持たれているのかどうなのか、お示してください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

無料化の協議につきましては、先ほど部長が答弁しましたとおり、鹿児島県の市長会のほうに、無料化の要望を出していることをふまえて、内容についての協議は行っているところです。

○委員（川窪幸治君）

これまでに、どの程度そういうのを行っているのか。わかればお示してください。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

具体的な協議の場を持つということはないんですけども、議員の皆様的一般質問を受ける場合とか、庁内で予算の編成、先ほど申し上げました、検討する要望書の内容を審査するときとかに話を用いておりますので、申し訳ありません、具体的にいつどこでということについてはちょっとお答えできません。

○委員（久保史睦君）

わかれば結構でございますので、ちょっと参考までに教えていただきたいと思います。先ほど部長口述の中で、一般会計において、当然この財政負担を伴いますよと。これが非常に負担になってくるという部分だったんですけど、おおよそ、過去2年分ぐらいを換算したときに、どれぐらいの財政負担が生じるものなんですか。わかれば結構でございます。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

窓口無料化となりますと、現在霧島市のほうは、部長が答弁しましたとおり、自己負担を2,000円取っているところであります。窓口無償化となりますと、自己負担の取り方というのも、当然に協議の場が上がってくると考えております。現在、自己負担が令和3年度の決算で申し上げますと、約9,000万円かかっております。当然、窓口無償化となりますと、その財源が負担がなくなる部分も出てくると思いますし、また、窓口無償化となりますと、そのままお医者さんに行き、受けることができるということになりますので、お医者さんの回数が増えるということも想定されます。なので、自己負担の分が減る部分に対して、また医療費が増える部分ですね。その部分が見込まれますので、少なくとも、現在の9,000万円以上の財源が増えていくのではないかとこのように考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長の口述書の中で、いわゆるこの子ども医療費を窓口無料にした場合、ペナルティーがありますよと。減額措置ですね。これが大体どれぐらいのペナルティーが課せられると理解をすればいいんですか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

具体的に申し上げますと、鹿児島県のほうで、国保の部分で絡んでまいりますけれども、国の医療給付費等の負担金や調整交付金等、また、県の繰入金金の減少が見込まれるということは、県のほうから内容を承っております。その分につきましては、それぞれの年度の国保の給付一

一ちょっと名前をはっきり覚えてないんですが、実行率ですね、国保のどのぐらいお金がかかるかという実行率とか、そのときの医療費の状況とか、そういうものによって変動するところですので、具体的にどのぐらいというのは、霧島市で具体的にどのぐらいというのは、県全体で考えながら出てくる問題ですので、霧島市でどのぐらい影響あるかというのは、現在、おさえていないところですけども、一部につきましては、例えば、先ほど申し上げました。療養給付費負担金につきましては、ちょっと前の資料になるんですけども、約150万円。霧島市分だけでですね。県の繰入金の減額調整の市町村への影響額というのが約40万円。トータルで200万円弱ぐらい、これに加えて先ほど申し上げた、普通調整交付金の影響額も出てまいりますので、これも含めた上で影響額が出てくるものと考えております。ただ、この部分というのは、今申し上げたのは、鹿児島県が非課税世帯を18歳まで現物給付方式にした場合の見込みですので、これを霧島市が全部、現物給付方式にした場合の見込みというのはなかなか立てられないところがございます。

○委員（前川原正人君）

私は資料を探しました。減額調整率ってちゃんと計算方式が出ているんですよ。小学校就学前までは0.8611と。それから、1割相当の場合は0.9349と。償還制度の場合は1.0だよと。これが就学前になると、また違ってくるんですね。ペナルティーがあるペナルティーがあると言うけど、そんな大した、大したというか、ゼロではないですけど、少しはあることも事実です。要は、やはり子育て支援イコール保護者負担の軽減ですので、今コロナがやはり、景気が悪く、そして給料が上がらない、賃金が上がらないという、こういう状況があるわけですね。だから、最近では、沖縄と鹿児島県だけが、償還払い方式をとということで、最近、今年の7月からは沖縄が、もう窓口無料化しました。それはもう報道等でも大々的にネット配信をされておりましたけれど、それでも各市町村、その償還払い方式にしているところがあったり、窓口無料にしているところがあったり、様々、自治体の裁量でやってきたのが、沖縄県の各市町村ですよ。だから、何ていうんでしょう。金がかかりますけど、やはり今後の将来へのこの投資というふうに考えていけばですね、今はやりのSDGsにも通じていくものがあるのではないかなと。だから、あとはもう執行権者がどういう判断をするかということになりますけど、これも議会の本会議でも取上げますと、県のほう、鹿児島市の市長会で要望してますと、それしか返ってこないわけですけど、逆に考えれば、各自治体の裁量でやろうと思えばできるわけですね。金がかかりますよ。金かかるけど、逆に今度はふるさと納税を活用して、子どもたちのために使おうじゃないか、それを起爆剤にして、移住定住も進めようじゃないかって、そういうこの相乗的な効果だっただけ出てくるわけですね。ですからそういう議論というのは、今までの間では、ないんですか。どうなんでしょう。

○保健福祉部長（小倉正実君）

当然、今までの議論の中では、無料化、窓口負担をなくすることで、利便性がある、最初に私が説明しましたとおり、保護者の負担軽減につながるということは十分承知しているところでありますけれども、やはり、そのための財源としてはやはり必要になるということと、あと、子育て支援ということでは、ほかのいろんな施策等もしておりますので、その中で、医療費に向けたものをどの程度、拡充していくかというものについては、やはり議論しているところで

あります。で、それぞれの自治体で確かにそれぞれの判断で、どの程度の負担軽減をされているか、制度を設計されているかというのはありますので、一概には言えませんが、ただ、もう、今までの説明の中でも、鹿児島県の動向を注視してって鹿児島県の状況を見ているところではあるんですけども、ただ、今の状況としましては、霧島市が単独で何もしていないという状況ではありませんで、例えば、鹿児島県の場合ですと、未就学児の場合については、月額3,000円を超える分について、医療費の助成をしているところに対して、霧島市の場合ですと、2,000円以上のところ。その差額の1,000円分については、市の負担としているところでありまして、その小中学生については、県の補助というものはない状況に対しまして、霧島市としては、小中学生は2,000円を超える分になりますけれども、その助成している状況であります。そういうことを踏まえて、先ほど説明しましたとおり、市の負担としましては、実際にその医療費、最後の部分になりますけれども、市の負担は2億4,752万6,000円、全体の事業費の中の82%が市が負担している状況等もありますので、それなども踏まえまして、やはり県の状況等も見据えながら、今後も検討していくべきというふうに判断しているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

非常に先ほど、もう継続的に話のほうはなかなか進んでいないということだったので、ちょっと聴きづらかったんですけども、もし無料化ということになった時に、事務的な要はコストとか、そういうところがまた掛かるのかとかいう、その辺のところは、何か考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

部長の説明の中でもありましたけれども、現在、自動償還であれ現物給付方式であれ、国保連合会等の機関を通して手続を進めてまいります。その手続の部分で、霧島市単独なのか、もしくは鹿児島県全体なのかによって、そちらのほうの了解等も得る必要があると考えているんですけども、そのような流れの中、無償化の手続になった場合というのは、実際、どこまで事務が市に降ってくるのか、もしくは、全部、現物給付方式なので、その手続が大きく変わることについては、今現在、その細かい部分というのは、把握出来ないところですけども、そこまで大きく変わる部分というのはないのかなと思っています。ただ、単独でやってしまう場合ですと、やはり、霧島市のやつだけはこうせんないかん。どこどこはこうせんないかんというところが出てまいりますので、その部分の経費というのは、霧島市単独で見ないといけなくなるのかなという部分はあるのかなと。ただ、この話を実際にしたわけではございませんので、あくまでも推測であることはつけ加えさせていただきます。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第6号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時46分」

「再開 午後1時02分」

△ 陳情第5号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

△ 陳情第6号 霧島市の子どもの医療費窓口無料化を求める陳情書

○副委員長（山口仁美君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書及び陳情第6号、霧島市の子どもの医療費窓口無料化を求める陳情書について、一括して審査します。本日は、陳情第5号より、陳情者として、霧島市社会保障推進協議会会長原口兼明様と伊藤レイ子様。陳情第6号より霧島市子どもの医療費窓口無料化を求める会会長、玉江末広様、山下義仁様、平田優様が出席されております。陳情者の方に、議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから、起立して御発言ください。マイクはボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から、陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（玉江末広君）

陳情書を皆さん持っていらっしゃるでしょうか。その内容を説明したいと思います。霧島市の子ども医療費窓口無料化を求める陳情書ということです。陳情事項として、鹿児島県へ子ども医療費助成に関する窓口負担の在り方を見直し、中学校卒業までの完全無料化を行うことを要請してください。2番目、県下に先駆けて霧島単独の取組として、窓口無料化、現物給付を行うことの実現可能性について検討を行ってくださいということです。陳情の理由ですが、令和4年4月から沖縄県では通院対象期間を中学校まで拡大し、中学卒業まで窓口完全無料化を実施していますと。これより九州内で窓口無料化を実施しない県は九州管内で鹿児島県のみとなりました。子どもの医療費の負担軽減は疾病の早期発見と早期治療にとって不可欠なもので、支払った医療費が後日払い戻される現在の方法では、経済的な負担感は消えません。本市では、中学校卒業までの子どもの医療費が一定の自己負担額ありますが、助成されています。しかし、また、市町村民税非課税世帯では高校終了までの医療費について、子ども医療給付制度が行われています。しかし、窓口負担がそのままでは一時的と言え負担が生じます。今日、ひとり親世帯をはじめ多くの子育て世帯の生活困窮や、子どもの貧困の深刻さが懸念されています。一時負担とはいえ、たとえ少額であっても、特に生活困窮者にとっては受診の妨げになります。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多くあります。子どもの病気の早期発見、早期治療を支え、全ての子どもの健やかな成長を保障するために、医療費の心配をなくすことは、ますます重要になっています。少子化が進行する今日、子どもたちはまさに地域の宝です。窓口無料化について本県を除く九州各県では既に実施してるわけですから、鹿児島県でもできない理由はありません。鹿児島県での子ども医療についての現在の窓口負担の在り方を変え、無料化を早期に行うことを強く求めるものです。あと追加ですが、今年10月で全国で子ども医療費の現物給付をやっていないのは鹿児島県だけになりました。全国ですよ。九州だけじゃなくて。そういう状況で、ぜひ鹿児島でも、早期に県に実行してほしいというのと、もし県ができないんだったら、霧島で、やはり子どもたちを大事

にするまちとして、ぜひ行ってほしいと思います。

○副委員長（山口仁美君）

このまま陳情第5号についても説明をお願いします。

○陳情者（原口兼明君）

霧島市の国保税引き下げを求める陳情書ということで、陳情の趣旨ですけども、コロナ感染症は第8波に突入し、心配が絶えません。このような中で、2022年9月末の失業者は187万人、これは総務省の調査ですが、に上るとの報告があります。霧島市の国保に加入する被保険者の実態は所得100万円未満の方が被保険者の約70%を占め、また被保険者の88%が年金生活者や非正規で働く方で占められています。国民健康保険は国民皆保険制度を支える最後の医療保険です。霧島市では、2021年度、2022年度に国保税の引下げが行われており、2023年度も引き続き国保税の負担軽減を求めます。また、自治体でも子育て支援が求められておりますが、子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。そもそも子どもは病気にかかりやすく抵抗力が弱いため重症化することも多くあります。子どもの病気の早期発見、早期治療を支え、全ての子どもの健やかな成長を保障するための均等割の軽減を求めます。陳情事項としましては、1、2023年度の霧島市の国民健康保険税引き下げを実施すること。2、子どもへの国民健康保険税の均等割課税を見直すこと。以上です。

○副委員長（山口仁美君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は、陳情ごとに行います。まず、陳情第6号について質疑はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

説明ありがとうございました。すいません、確認というかあれなんですけど、今、全国で鹿児島県だけということの説明していただいたところなんですけども、鹿児島県の中で、無料化に取り組んでいないというか、その市は何市ぐらいあるんですか。

○陳情者（玉江末広君）

鹿児島県がやってないので、鹿児島県内では全部償還払いです。だから鹿児島県内では県が償還払い制度をやってますので、全市が償還払いです。全国では、もう全国全部現物給付になったんですけど、その前でも、各市町村で国のペナルティーがあるんですよ。ペナルティーは、市町村が補助するという形で、全国の市町村の中ではもう積極的に窓口負担なしでやってた市町村はいっぱいありました。鹿児島は県のそれに従って、全市町村が償還払い制度を行っています。

○委員（前川原正人君）

陳情第6号の子ども医療費の関係ですけど、いわゆるその病院の現場の中で、先ほど先生おっしゃったように、お金をやはり1回払わなきゃいけないと。ただし、後からちゃんと自動償還払いで返ってきますという今の制度がそうなるんですけど、病院の現場の中で、受診控えというんですかね、例えば、一時的に払わなきゃいかんんですけど、やはりそういう、何ていうんでしょう、親御さんが財布の中身をやはり気にして、病院を控えるという、そういう実態もやはりあるのかなという気もするんですが、現場としてはどのような、そういう事例もやはりありますか。

○陳情者（玉江末広君）

9ページを見てほしいんですけども、A、B、C類世帯ってありますけども、これは各家庭の状況で収益が122万円未満、それから122万から244万がBで、C世帯が244万以上となってるんですけども、この中の1番わかりやすいのは右ですけども、案外B類世帯においても、症状が良くなったため受診してないケースがあって、窓口支払いが不安だったため受診できなかったとか、市販薬で対応したっていう件数が、A類、B類世帯にも結構あるっていう事実。それから現場でいうと、やはり子どもの病気は、書いてますけども、緊急性のある病気っていうそこを書いてますけども、やはり非常にテンポが速いんです。うちでも熱があって、受診が遅れて髄膜炎で亡くなった症例とか、おなか痛くて腸重積で亡くなった症例とかは経験してます。

○陳情者（山下義仁君）

具体的には当院では時間外に受診された方は、計算を余りしませんので、5,000円預り金という形で預かるんですけども、これは具体的な話ですけど、そうするとその5,000円を一旦かき集めてきて、時間外に受診すると。その金額が高いんじゃないかというふうに患者さんの御家族から御父兄から言われたりしたことはあります。ですから、一旦お金を準備するというのは、かなりそういった点では、負担になるというか、財布を1回見ないといけないです。その時間と、子どもの症状と見てそこに葛藤が生じるとかいうのがあられるようですので、そのときに受診を控えたときに、病状が早く進むと、重篤になるとか危ない状態になるということはあるかなというふうに思います。

○陳情者（原口兼明君）

当院でもやはり、耳の簡単な手術であっても結構高かったりするんですよ。だから、こうすると数万円かかりますよという、やはり、いや今日お金ないんですけどって辞退される方もいらして、非常に。私は個人の病院ですから、お金はあとでもいいからってやってあげるケースが多いんですけど、やっぱお金をすごく気にされる患者さんいらっしゃるというのは事実です。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、やはりお金の心配というか財布の中身を気にして、病院に行くというのが往々にしてやはりあるのかなと。私も、それこそ子ども3人いて社会人になりましたけど、特に、未就学のときにはもう本当毎週のように、耳鼻科に行ったり、ほかの病院に行ったりとか、毎週定期的に行ったような気がいたしました。そういう中で、病院の中の患者の中で、現場の声として、霧島市は窓口無料じゃないんですねという、そういう私も相談を受けたんですけど、そういう市民の声というんですかね。何でそういうふうにならないんですかね。前私はどこどこにいて、無料だったんだけど、何でここで金を払わないかんですかね。もっと簡素化できないんでしょうかねっていう、そういう声というのは、ないものなんですか、どんなものでしょうか。

○陳情者（玉江末広君）

おっしゃるとおりで、県外から来た人は大体言います。無料じゃないんですねと。私個人の考えをもっと言うと、何で、日本の国は子どもに対して、医療費も含めて教育費とか、子どもは宝なのに、何でそこに予算とかをつけないのかなっていうのは、もう小児科医として憤りを

持っています。

○委員（川窪幸治君）

子どもに予算をとということで、今お聴きしてるんですけど、今、私も、今回の陳情が出て少しいろいろ調べた経緯があるんですけど、その中の一つにコンビニ受診というようなものが出てくるのではないかというようなことが書いてあったんですけど、その辺のところはどのように考えていらっしゃるんですか。

○陳情者（玉江末広君）

ページで言うと6ページに、本田先生という先生が書いてますけれども、それを読んでいただければいいんですけども、7ページに書いてますね。7ページの左のグラフ見ると、子どもの医療費というのはほとんど上がってないんです。全体的に。どこが上がっているかという入院とか後期高齢者、それから薬剤が上がってるんですよ。実際、右のほう見ると、これでも内科とか歯科の受診は増えてないんです。受診率が増えているからこれは何でかなと思う人がいるかもしれませんが、その次の右のグラフ見てください。子どもの出生数がもう激減です。多いときには、ここに書いてるように200万超えてたんです。それが、2020年に80万だったのが、今年の南日本新聞の1月から6月までの出生数は、40万切りました。だから、今年度80万切ると言われています。これに対して、ここは知り合いなんですけども、国が何をしてくれるんかと。こども庁って言いながら本当に解決してくれるのかと。子どもに対して何もしてないんじゃないかっていうのが、私の思いです。それで、実際、例えばもしコンビニ受診というのは日経新聞が最初に言ったんですけども、本当にわかってって言ってたのか、何となくそういう気がしますよね。何か増えるんじゃないかと。それから、小児科医会でも最初の頃は反対してたんです。今は、小児科医会、それから鹿児島県の歯科医師会、薬剤師会がみんな県に言って、窓口負担をなくしてほしいって訴えているぐらいです。それが今の現状なんです。もう一つ私に言わせると、わざわざ受診したいのに受診を抑える、コンビニ受診でもいいじゃないかと。逆に言うとコンビニ受診を控えて我慢するというのをさせてるのかという思いもあります。だからコンビニ受診は対策をとれば少ないんですけども、でもやはり、いざというときに、いつでもいいから受診できるシステムをつくってあげることのほうが大事なのかなと思ってます。

○委員（川窪幸治君）

今答弁いただいたところなんです。今、ここ3年ほどコロナということで、医師不足とか看護師不足とかいうところも、よく新聞報道で見てるんですけど、もし、無料化が現実となって、現場の医師の方だったり、看護師の方たちはまた、コロナの中で既にもう過労働とかいうようなことも言われてるところですけど、その辺のところは、どのような形で分析されてるんですかね。

○陳情者（玉江末広君）

私は増えてもいいと思ってます。簡単に言うとコンビニ受診みたいなね。ただ、先ほど7ページを見たらいいと思うんですけど、増えてないですよ。あんまり。現実ですね。これは前のデータですから、コロナの入る前からのデータですのでそんな増えてないですよ。だから、増えないと言えませんが、増えても大したことないかなと思ってます。

○陳情者（山下義仁君）

陳情書の裏のページをあけていただくと、求める会のところの上から3分の1は医師なんですよね。霧島市内の開業医の先生をはじめとしています。また、その先生方も、むしろコンビニ受診のこの字も出ないんですよ。むしろ子ども医療費を窓口現物給付にするっていう運動自体が遅かったんじゃないかと。だから署名用紙つくってくればいつでも窓口において署名しますよっていうくらいで、むしろそういった点では、先生方もかなり心配されているというところで、自分たちの労働が多くなって心配するというよりは、子どもさんたちが、そういった点では元気に育ってほしいと、早めに来てほしいという立場であるというふうに御理解いただけたらいいかなというふうに思います。

○委員（川窪幸治君）

今、お気持ちのほうは私のほうも聴きましたし、今ここに書かれているところも、私も知っているところも、何件か入っているところではあります。ここはもう確認になるかもしれないですけど、今、全国的とか、鹿児島県が取り組んでいないところですけど、子どもたちへの病院ということで小児科ということに多分なるとは思うんですけども、その霧島市のような10万人を超えた都市で、小児科の適正な数というか、その辺のところはどうなってるのですか。

○陳情者（玉江末広君）

すいません、余りそういうところ分析してません。ただ、霧島市は一生懸命やってる小児科は結構いっぱいあります。ただ、みんなそれぞれ年老いてきているのも事実で、だからそういう面で今後今の診療所、病院の数がこのままかという、それも定かではありません。だからそういう面も含めて、特に、霧島市が適正な小児科の病院数かどうかは、私は把握してません。ただ病院は少ないです。小児科で入院できる病院は、霧島市立医師会医療センターと私たちの国分生協病院だけです。入院できる病院は、そういう状況が今の霧島の医療状況です。

○陳情者（山下義仁君）

入院できるところが少ないというのが今ありましたけど、具体的な話で言うと、先日私が当直したときに、2か月の赤ちゃんの心肺停止の救急コールがあったんですよ。救急輪番という点では1番近くの救急病院が診るところで、もっと近くの病院があったんですけど、そこでは小児の、小児といっても本当に赤ちゃんですから心肺停止は診られないと。当院でも、その次に近くですけど、さすがに看護師も萎縮して、心肺停止ですから、細いチューブを入れて、人工換気したり心臓マッサージを特殊にしないといけないのですが、やはりそれが受けられなくて、最終的には医療センターに、現場を離れて9分ぐらいで到着されたところで3人の小児科の先生が対応されたけれども、乳児突然死症候群だったかなっていう感じだったというところなんです。ですから本当に診るところがないんですよ。特に時間外になると。ですからそういった点では、医療センターも今でこそ3人とか、それ以上の小児科の先生いらっしゃいますけど、以前は1人で、さすがにしんどくて、1回小児科がなくなりましたよね。医療センターも。そういう経過がありますので、そういった点では、需要に対して供給は足りていない状況があるというふうに理解していただけるといいかなというふうに思います。

○委員（竹下智行君）

窓口の無料化、鹿児島だけができていないということですけども、先生たちが分析するに、

なぜ鹿児島だけができていないというふうに思われますか。

○陳情者（玉江末広君）

すばらしい質問ですね。僕は議員に聞きたいです。何で鹿児島はなっていないのかって。実を言うと、以前、各市町村は県のほうに要請したんですよ。県で無料化してくれって。それでも県はかすみも持たないです。なぜかというのを本当に県議会議員にまず聴きたいです。各市町村もやってるところあるんで、それは霧島市の市議会議員にも聞きたいと思います。なぜ無料化できないのかと。財政的なことなのか、それは私はわかりませんが、こんなに子どもが少なくなっているのに何で子どもにもっと支援してやらないのかっていうのが私の正直な気持ちなんで、私のほうこそ、議員さんたちに質問したいぐらいです。

○委員（前川原正人君）

私も今回の子ども医療費の関係について、いろいろ調べたというか、ネット上ででしたけれど、厚生労働省がデータを出してました。一番驚いたのは、数字で言いますと、就学前まで全国で56自治体が無料化を実施していると。9歳年度まで10自治体、12歳年度まで66自治体、15歳までの自治体が873世帯、18歳未満までが733自治体、20歳までが2自治体、もう一番驚いたのが22歳まで無料ですよというのが出てました。その中で、厚生労働省自らもこの中で言われてるんですけど、子どもの医療費助成制度は国で統一的な制度はとっているものではありません。しかし、都道府県市町村ごとの制度が異なっているのが現状ですと。その中で、子どものいる世帯において、引っ越し先の子どもの医療助成制度は、要チェック事項の一つと言えます。そして、対象となる子どもの年齢や所得制限の有無などが考慮されて、移住をしていくとか。これから見てとれることはやはり、その子どもの医療費が無料化になるということは、一つの、地域の起爆剤というんですか、少子化対策にもやはり大きく影響するのかなというような気もするんですが、現場から見た場合に、やはり先ほど先生おっしゃるように、霧島市は無料じゃないんですねということは、どこもやはり無料なんだよね。何でここだけが無料じゃないんですか、何で1回払わないかんですかっていう、やはりそういう声なのかなという気がするんですけど。誘導質問みたいな形になりますけど、感触として、病院の現場にいらっやって、感触としてどんなものなんでしょうか。

○陳情者（玉江末広君）

全国で、2020年ですけども、もう80%が15歳まで現物給付にしてるんですよ。だからということ、県外から来ると、あれ、違うんだとなっているのは当たり前のような気がします。それで9ページを見てください。やはりどこも一生懸命やってるところは、やはり子育てを支援して人口を増やそう。できれば引っ越しとかも呼んで、移して、そこに呼び込もうという、その視点も持ってるんですよ。子どもが少なくなつて。田舎のほうが早く進んだんですよ。だから行政が進んで子ども医療を無料化して、何とか人口を減少するのを歯止めをかけたいというのが結構多かったみたいです。霧島市も、やはり、私自身は子育てに優しいまちとしてね、医療だけじゃなくて教育の問題とか含めて、皆さんが霧島市で子育てしたいなっていう、そういう自治体になればいいなと思ってます。

○陳情者（原口兼明君）

こういう、県全体では駄目なんだけれども、市町村でできるわけですから、霧島市がもし手

を挙げて率先してやられたら、これはもう注目に値して、霧島市の政治家の皆さんはなんてすばらしいんだろうかと、僕はきっとそうなるという、確信しております。

○委員（川窪幸治君）

これも、確認にはなるんですけど、先ほど竹下委員が言われてました、県がなんでしていないのかってところを分析ということで言われてましたけども、やはり、この無料化をすることで、公費というか財源が必要になるということは、どのように考えてらっしゃいますか。

○陳情者（原口兼明君）

もちろん財源は必要ですよ。私が聴いたところによるとふるさと納税で、何かそういう子どもの育成だとか、ふるさと納税ってされると分かるんですけど、名目を決めて納税するんです。結構そういうお金があるらしいという話をお聴きしたんですけど、それを使っても十分、何年間もひよっとしたら10年ぐらい賄えるんじゃないかというふうに私は、個人的には分析しております。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので次に移ります。次に、陳情第5号について、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情第5号の国保税引下げを求める陳情書ですけれども、今霧島市は2年連続、この値下げをしたという事実があるわけですが、病院の現場として、いわゆる保険証がなくて、命を落としたりとか、やはりあのときに、資格証明書じゃなくて、国保証がちゃんとあれば、助かったのにとかいうそういう事例等があったのかどうなのかというのは確認をさせていただきたいと思います。

○陳情者（山下義仁君）

委員の先生方も交代されてるので、実は6年前、当院が新病院に移る前の5月ですからまだ5年前ですか。5月に当時56歳の女性が短期保険証を霧島市役所に取りに来てるときに、受け付けた後に窓口の前で事切れたってということがありましたね。当院に救急搬送されましたけども、心肺蘇生しましたが、残念ながら、救命できなかつたと。血液検査等のデータから、急性冠症候群、心筋梗塞だろうというふうに診断いたしました。その方は夫婦で理容師をされてまして、国保税を60万円ぐらいの滞納があったというところで、御主人が前の日に調子悪そうだったので病院行こうと言ったけど、明日の朝まで待つとあって、御主人が連れてきて、玄関先で待てるうちに事切れて、御主人がそのまま待ったままで本人だけ救急搬入されたという状況でした。これが一番大変な状況ですけれども、今日もありましたが、ぜんそくの患者がいらしたので正月も来ますし、2か月分処方しましょうかって言ったら、先生お金がないんで一月にしてくれとか。それからあと40代の男性の方で、ラーメン屋さんに勤めていて、もうボーナスも出ないんだってところで、苦しくて苦しくて病院に来ただけど、保険証が実はないんだということなんですよ。診察すると心不全なんですよ40歳代で。糖尿病も過去あったということで、糖尿もあってってことなので、でもお金がないんで、自費だしということで、しょうがないから一番安いお薬を、僕らは安いお薬幾らかって大体知ってますんで、このお薬

を出すのでそれまでの間に生活保護の申請をしてくれんかということで対応したりして、2週間後に来てもらって、何とか。相談員がうちにいますので、相談員とその生活保護の申請は一応めどが立ったと。ただまだ下りてないので、もう1回また短期でいいから薬出してくれちゃうことで、今度少し上乘せをして糖尿病の薬を出すとかという形で対応して、何とか今度は入院につながられて、入院で療養してるという方がいらっしやったりとか。そういうことで、こちらが気づかないともう本人も自暴自棄になってるんですね。もう誰にも自分は必要とされてないから、もういつ死んでもいいんで、でも苦しかったから来て、初めてこんな感じで対応されたというようなことをおっしゃってますので、顕在化してきている状況です。それが顕在化した状況ですけど潜在的にはそういった方々が多いのではなかろうかというふうに。しかも40歳代って聴くと1番の生産年齢人口の真ん中ですから、ばりばり働いてほしいんですけど、健康が維持できなくて、もう病院もなかなか行ける状況にないという方の事実は、また改めて衝撃だったかなというふうに思います。

○陳情者（原口兼明君）

うちも1例。60代の後半だったかな、口腔底、口の中のがんで、何で来なかったのと言うと、もう保険証がなくてとって、結局その方は全身転移を起こして、亡くなりました。やはり何か保険証がないというのが非常に精神的苦痛になって、がんだったら、早めに見つければいくらでも手術とか受けられる。やはり手術を受けるとなるとまたお金がかかるわけですね。そういう悲しい事例が1例ありました。

○委員（前川原正人君）

やはりみんな皆さん真面目というか、今、市民の皆さん方本当に真面目だと思いますよ。要は、税金が払えないから、もう保険証がないから、もう受診控えをする。ちゃんと払いたいんだけど払えないというような、やはり言葉は悪いですけど役所の敷居が高くなって、申し訳ないなという。だからある意味、国保がやはり下がる。ゼロにはならんでしょうけれど、やはり少しでもハードルを上げるためには、やはり払いやすい金額、その状況に応じた人それぞれの所得で状況が違うわけですので、やはりそういう点からいけば国保税を下げるっていうことは、受診控えも防ぐことができるし、本当に何かあったときにすぐ駆け込んで、最後のセーフティネットという点では、やはりそういうのがやはり必要なのかなと私は思ってますが、いかなものはもんなんでしょうか。

○陳情者（原口兼明君）

とにかく国保というのは、皆さん、会社を定年退職されたら健保組合から2年間はそういう継続があって、そのあと皆さん国民健康保険に入るわけですね。だけど、大体収入がなくなる頃から、高い国保税を負担させられるというのも何か非常にもういたたまれない現実があって。会社によってはずっと継続してくれるところ。例えば友人でホンダに勤めてるんですけど、なんかずっと使えるというところもあるみたいなんですけど、もうごくごく一部で、やはり高い国保税が。また鹿児島の方に、愛知の方から来られた方も何かこう、余りにも高過ぎると言っていて、非常に嘆いておられる方もおられましたよね。鹿児島はやはりその辺が、都会に比べたら財政的に難しいところもあるのかなとは思ってますけども、だけど、同じ日本ですから、やはりそういう、ある程度国保税に対する補助なり何かそういうあれがないと、国の政策もお

かしいんですけど。何かいろいろ罰則をもうけたりとかあったりするし。非常にその辺は高いのが維持されてるっていうのは、問題があると思います。もちろんだから国が国庫の入れてるお金を半分に減らしたというのが大本だってのはもう皆さん多分御存じだと思うんですけど、そういうことが起こること自体がおかしいんですけども、でもそこはやはりある程度セーフティーネットってできるのはやはり地方の自治体じゃないかなと私は思うわけです。

○陳情者（山下義仁君）

税金を払う側からすると、払ってないとどうしても後ろめたさが出てきますよね。それに対してどう対応するかが行政の本領発揮だと思うんですけど。そこをペナルティーと見て、だから来れないのよみたいな状況にするのか、それとも金額を下げて、税を少しでも出してもらって、そうすると本人自身も、市政に参加してるみたいな気持ちにもなりますし、市民の一人として受診したいとかというところもあるので、そういった点では、税が下がるとむしろ、所得が皆が低いですから、出しやすくなると思うんですよね。ですからそういった点での、本人さんの精神的な負担とそれから、実際には市の税として税収としては上がるほうじゃないのかと私は思うんですけども、そういうふうな御検討していただけるといいのかなというふうには思います。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で陳情2件についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時43分」

△ 議案第106号 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第130号 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第144号 霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部所管の施設に関する条例の一部改正議案3件について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（小倉正実君）

保健福祉部関係の議案として提出しております公の施設の設置管理条例の一部改正に係る議案3件について、説明いたします。議案第106号、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第130号、霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議案第144号、霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、いずれも施設の使用料の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするものです。公の施設の使用料につきましては、平成21年に作成した「公の施設に関する使用料の見直しの概要」の中で使用料設定に関する基本的考え方を定め、原則、3年に1回見直すこととし

ています。この考え方にに基づき、これまで4回の見直しを行っており、令和5年4月が「原則3年に1回の見直し」の時期であることから、物価高騰などの影響を踏まえての料金の見直し、効率的な施設運営と事務の効率化による経費節減を反映した料金の見直しを行うことで、本来の目的である負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、関係条例の改正を行うものです。詳細については、保健福祉政策課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

はじめに、議案第106号について説明いたします。議案第106号、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例で使用料を改定する施設は、霧島市国分総合福祉センター及び霧島市隼人総合福祉センターの2施設です。これらの施設のうち、料金改定の対象となる項目は13項目です。これらの施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、13項目全てが民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）に該当します。13項目のうち、今回見直しを行ったのは5項目で、国分総合福祉センターでは、食品加工室の1時間当たりの使用料を320円から380円に、調理室の1時間当たりの使用料を250円から200円に、浴室の1回当たりの使用料を220円から180円に改め、隼人総合福祉センターでは、大会議室の1時間当たりの使用料を210円から250円に、小会議室の1時間当たりの使用料を160円から140円に改めるものです。次に、議案第130号について説明いたします。議案第130号、霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例で使用料を改定する施設は、霧島市溝辺ふれあい温泉センター、霧島市横川健康温泉センター、霧島市霧島温泉健康増進交流センターの3施設です。これらの施設のうち、料金改定の対象となる項目は14項目です。これらの施設を、「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は5項目です。次に、民間でも同種・類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第3分類（受益者負担70%）の項目数は9項目です。第1分類、第4分類はありません。14項目全てについて、今回見直しを行い、溝辺ふれあい温泉センターと横川健康温泉センターでは、一般浴室の大人1回当たりの使用料を320円から380円に、回数券12枚つづりを3,200円から3,800円に、回数券25枚つづりを6,400円から7,600円に、家族浴室の1室1時間当たりの使用料を590円から650円に、身体障がい者等が介助者と家族湯を使用した場合の1時間当たりの使用料を320円から380円に改めたほか、溝辺ふれあい温泉センターの集会室の1時間当たりの使用料を260円から310円に、横川健康温泉センターのボランティア室及びふれあい室の1時間当たりの使用料を160円から140円に、大会議室の1時間当たりの使用料を210円から250円に、教養娯楽室の1時間当たりの使用料を260円から310円に改めました。また、霧島温泉健康増進交流センターでは、一般浴室の大人1回当たりの使用料を380円から420円に、回数券12枚つづりを3,800円から4,200円に、回数券25枚つづりを7,600円から8,400円に、家族浴室の1室1時間当たりの使用料を680円から750円に、身体障がい者等が介助者と家族湯を使用した場合の1時間当たりの使用料を380円から420円に改めるとともに、備考3への字句の追加と備考8の新設を行っています。最後に、議案第144号について説明いたします。議案第144号、霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例で使用料を

改定する施設は、こどもセンターの1施設です。この施設のうち、料金改定の対象となる項目は2項目です。この施設を、「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、2項目のいずれも民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）に該当します。2項目全てについて、今回見直しを行い、会議室の1時間当たりの使用料を160円から140円に、遊戯室の1時間当たりの使用料を550円から660円に改めるものです。以上で、議案第106号、第130号及び第144号についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます

○副委員長（山口仁美君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、担当所管ごとの議案番号順に行います。まず、議案第106号、霧島市総合福祉センターについて、質疑はありますか。

○委員（阿多己清君）

106号、総合福祉センターの関係なんですけれども、利用が一般的には各種福祉団体だろうと思うんですが、これらの団体は、減免又は無料扱いの利用が多いのかなと思うんですけれども、この使用料が発生する収入実績というのは、今、現状はどういうことなのか、教えてください。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

令和3年度の国分総合福祉センターの実績を言います。使用件数で言いますと、トータルで1,379件、使用人数で言いますと2万400人、それで減免件数が、うち692件ございます。減免人員は1万7,561人、減免金額が283万5,300円。収入額になりますが、44万6,150円になります。よってほとんどの方が、減免を受けていらっしゃる高齢者の方とか障がい者の方になるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

今、政策課長のほうから説明いただいたんですけど、今の分については、国分の分ですよ。福祉センターは隼人にもございますよね。隼人のほうはどのような実績なんですか。

○隼人市民福祉課長（堀之内幸一君）

この改定に伴う会議室の関係でよろしいですか。会議室につきましては、ここ3年間利用がございません。なので、そこでの使用料とか減免とか、そういう部分については、現状としてはないというところです。

○委員（前川原正人君）

そうしますと国分のほうの総合センターのほうで議論をしなきゃならんということになるんですけど、先ほど政策課長がおっしゃった44万6,150円というのは、これはもう全て影響額という理解でよろしいんですか。言葉を間違えました。今回の改定によって、据置きが9ありますよね。それから値下げが3ありますよね。それから値上げが2ありますよね。これは加工室になりますけど。これでトータルで見た場合に、影響額というのはどれぐらいになるであろうということで、見込んでいらっしゃるんですか。

○保健福祉政策課主幹（森山勇樹君）

今回の改定にかかわります影響額としましては、令和3年度の実績で、元の金額を計算したときが26万4,000円。料金改定後の使用料を当てはめて計算したときが27万1,000円ということ

で、7,000円の増額となっております。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。次に、議案第130号、霧島市温泉センターについて、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案130号ですけれども、これの改定による影響額はどの程度というふうに想定しているんですか。

○保健福祉政策課主幹（森山勇樹君）

今回の改定に伴います影響額ですが、溝辺ふれあい温泉センターの分が、令和3年度実績が1,115万円。この実績に新しい料金を当てはめたときが1,316万8,000円。影響額が201万8,000円。次に横川健康温泉センターの分ですけれども、令和3年度実績が896万4,000円。この実績に新たな料金を当てはめたときが、1,057万円。影響額が160万6,000円。最後に霧島温泉健康増進交流センターですが、令和3年度実績が725万1,000円。この実績に、新たな料金を当てはめたときが800万2,000円。影響額が75万1,000円となっております。

○委員（竹下智行君）

横川健康温泉センターについてお尋ねします。あそこが出来たときには特殊浴槽があつて車椅子の方も利用できる浴室があつたような気がするんですけども、現在はそれほどのようになっているのか教えてください。

○横川副総合支所長市民生活課長（別當正浩君）

現在も確かあると思います。そして横川のほうでの昨年度、障がい者及び同伴者での利用数が236人の利用がありましたので、スムーズに利用されてるんじゃないかと思っております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、議案第130号の部分の新旧対照表を見たときに、溝辺ふれあい温泉センターと横川温泉センターが同じように320円から380円に値上がりをするわけです。霧島温泉健康増進交流センターが380円から420円ということになってますけれども、この金額の差額。これ㎡数だったり、建設における費用だったりとか、そういうのも勘案をされたそういう金額なのかどうなのかということなんですけど、ここの説明をいただけますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

温泉施設の料金改定の考え方について、御説明申し上げます。温泉施設の料金については、平成29年4月の改定において、温泉施設ごとに、ランニングコストの算出や、周辺の民間類似施設と比較を行い、市内公共施設同士である程度の並びがとれるよう見直しを行っており、今回も引き続き、施設間の調整を行いながら、見直しを行ったところでございます。なお、温泉施設のうち、一般公衆浴場の料金につきましては、鹿児島県が定める公衆浴場、入浴料、料金統制額が、料金の上限額となっております。

○委員（前川原正人君）

上限額が設けてあるということは、それから見たら、上限額が幾らで、今回の金額というこ

とになったのか。それはもう近隣のバランスをとらなきゃいかんでしょし、全体のバランスもあるでしょうし、県条例に基づいた算出もあると思うんですけど、その辺のこういうふうに至った経緯ですよ。霧島市内の市民の立場から言えば、同じ霧島市にある施設なのに、何で料金が違うのということになっていくわけですよ。だから、そこはちゃんと説明ができないと、あっちに行ったほうが安いよねとか。こっちは高いよねとか、もう当然あり得ることなわけですので、こういうふうに至った経緯というのはどうだったのかということをお示しいただけますか。

○保健福祉政策課長（川畑信司君）

先ほども申しましたように、市全体の温泉施設を見て変えたところもございます。所管が違うので、話が出なかったかもしれませんが、380円を420円に改定した施設が、市内の浜之市ふれあいセンター、塩浸温泉、それと、今説明したように霧島市温泉健康交流センターが380円から420円に上げております。320円から380円に値上げした施設もあります。それが関平温泉、横川健康温泉センター、溝辺ふれあい温泉センター、類似の施設をこのように2通りに、今回分けております。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に移ります。次に、議案第144号、霧島市子どもセンターについて、質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案144号の件ですが、この会議室がマイナス20円、遊戯室がプラス110円ということになっているんですけど、これも大きく言えば、コスト計算したりとか、今までの建設費用だったりと、様々、考慮がなされているというふうには理解をするんですけど、こういうふうにされたこの経緯。平米数で全部料金設定というのはできないわけで、近隣の全体のバランスも考えなきゃいかんでしょし、こういう形態にされたという経緯、お示しいただけますか。

○子どもセンター副所長兼子どもセンターグループ長（齋藤 学君）

会議室、遊戯室ですか。コストの計算に基づいてという形にのっとして、年間のコスト割る年間の開館時間、占有面積に対して出た数字に出してあります。

○委員（前川原正人君）

今回の改定によって、会議室の使用実績、遊戯室の実績あると思うんですが、それを見た場合にどれぐらいの影響額が想定されていますか。

○子どもセンター副所長兼子どもセンターグループ長（齋藤 学君）

今回の議案にある会議室と遊戯室ですが、会議室については3年度の利用の実績については、申請があった分は13回です。子どもが20人、大人が49人の計69人、この分は使用料の徴収はしなくていい分になります。遊戯室については、3年度については、31回使用の申請書があった分があります。子どもが505人、大人が139人の計644人です。このうち、遊戯室については、1回だけ、使用料の徴収がございます。550円ということでした。影響額の話ですが、毎年、この1件、実は近隣地区の自治会の方が総会で利用したいということで、1回利用があります。な

ので、元年度についても2年度についても、その1回分の利用だったので、今年度についても、来年度についても、その利用については見込めるというように考えまして、影響はほとんどないというふうに考えております。

○保健福祉部長（小倉正実君）

先ほど子どもセンターの関係で、コスト計算をしたということで、今の料金設定したということでしたが、そのほかに会議室につきましては、財政課からの説明があったと思うんですけども、その類似施設については、共通した料金体系を用いるということで、先ほど、川畑課長のほうから温泉について説明がありましたけどそれと同じように、会議室につきましてはの大きさ、その面積に合わせて、類似施設については、共通した料金体系を用いるということで、こちらのこども館につきましてはその会議室についてはその料金体系を持ちまして、160円を140円にしたという経緯等もございます。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案3件についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時13分」

△ 議案処理

○副委員長（山口仁美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行います。

△ 議案第96号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

まず、議案第96号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第96号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第96号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 97号 霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第97号、霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第97号、霧島市青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、反対の立場から討論をいたします。今回の料金設定の大きな特徴といたしまして、どの議案でも共通しているわけですが、コスト再計算による見直し、使用料の設定のない施設の新設定と、施設の利用者の分散化と利用促進を図る目的で曜日別料金の設定、そして、これまで無料であったものを、新たに有料にするような、そういう議案となっております。この方針の中で、公共施設使用料の、曜日別料金設定や、利用料値下げに対しては異論はないわけであり、反対する理由といたしまして、今現在、市民の暮らしは相次ぐ物価高騰によりまして、厳しくなっていることです。特に、高齢者の場合、年金額が削減をされ、そして、高齢者の医療費等も値上げをされている状況がございます。現役世代につきましても、上がらない賃金の問題など、生活は厳しい状況であることも、御存じのとおりであります。この青少年の家の設置及び管理に関する条例のこの部分につきましては、今まで、無料であったものが、有料になって、使われていないからということもありますけれども、そういう点から見まして、やはり無料であったものを有料にするのではなくて、やはり、社会教育の施設としての位置付けだったり、地域の活性化のための話合いの場づくりだったりとか、そういう施設でありますので、本案に対しましては、反対を述べさせていただきたいと思っております。

○副委員長（山口仁美君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は、議案第97号について賛成の立場で討論します。今回の使用料の改正は、令和2年4月に改正後、3年が経過することから行われる見直しについてであります。見直しに当たっては、施設の性質別負担割合の考え方を示した上で、物価高騰などの影響も踏まえ、効率的な施設運営と事務の効率化による経費節減を反映させ、コスト再計算により算出した金額を再調整し料金が設定されていると理解しました。私は全体的に見て今回の改正についても、負担の公平性と、受益者負担の適正化が図られるものであると思っております。したがって、この議案は可決するべきであると判断いたします。以上で賛成討論を終わります。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。採決します。議案第97号について、原案のとおり可決することに

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第98号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第98号、霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第98号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第100号 霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第100号、霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第100号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第100号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

△ 議案第103号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

次に、議案第103号、サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第103号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第103号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第105号 霧島市立郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第105号、霧島市立郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第105号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第105号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第106号 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第106号、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第106号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第106号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第111号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第111号、霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第111号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま、御異議がありましたので、起立により採決します。議案第111号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第111号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第112号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第112号、霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第112号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第112号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第130号 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第130号、霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第130号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第130号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第130号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第140号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第140号、霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第140号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第140号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第144号 霧島市子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第144号、霧島市子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第144号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第144号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第144号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第146号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について

○副委員長（山口仁美君）

次に、議案第146号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第146号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第146号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者4名、賛成多数と認めます。したがって、議案第146号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第5号 霧島市の国保税引き下げを求める陳情書

○副委員長（山口仁美君）

次に、陳情第5号、霧島市の国保税引き下げを求める陳情書について、自由討議に入ります。
御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私はやはり採決すべき、結論を出すべきだと思います。というのが、生協病院の先生だったり、耳鼻科の先生だったり、現状をお話していただいたわけですが、やはり保険証がなくて、病院の受診控えが発生していると。国民皆保険と言いながら、お金の心配をして病院に行きづらくなっているというのが現状だと思います。そういう状況を鑑みたときに、今回の、また行政のほうも、今後どうなるかという部分ではありますけれど、最終的には、セーフティーネットですので、安心して病院にかかることができるような、そういう体制という点からも、国保税の引き下げを求める陳情書は採択をすべきではないのかと。結論を出すべきではないのかというふうに思っております。

○副委員長（山口仁美君）

ただいま前川原委員より、採決すべきという御意見が出ましたがほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは採決することとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、陳情第5号について討論に入ります。討論はありませんか。まず原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（竹下智行君）

私は陳情第5号について、反対の立場で討論いたします。陳情の趣旨は、国民健康保険税の引下げと、子どもへの国保税の均等割課税の見直しを求めるものであります。国民健康保険は、国民皆保険制度を支える最後の医療制度であります。陳情の趣旨は理解できるところでございますが、御承知のとおり、現状において、各種の軽減制度や減免制度もありますし、本年度から、子育て世帯に対しては、未就学児の均等割保険税の5割軽減の措置も導入されており、被保険者のある一定の負担軽減は行われていると認識しております。そして保険税率は、県の標準保険料率をもとにして、本市の実態、財政状況等を十分に考慮した上で定めるべきだと考えます。したがって、陳情第5号は、全ての内容に賛同できませんので、不採択とすべきであると申し上げ、私の討論を終わります。

○副委員長（山口仁美君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第5号、霧島市の国保税引下げを求める陳情書について、賛成の立場から討論に

参加をいたしたいと思います。国民健康保険の加入者の特徴というのは、年金暮らし、非正規雇用の方たちが多く、加入をしている状況がございます。このような中で、2021年と2022年、国保税の引下げを霧島市は実行し、国保加入者から賛意の声が上がっていることも事実でございます。この国保制度というのは、国民皆保険制度といたしまして、最後のセーフティーネットでございます。ここまで国保運営が厳しくなった背景というのが医療費に対する国の補助金のカット、最近では国保税の大幅引上げにつながる都道府県化の実施などによりまして、各自治体と国保加入者にそのしわ寄せがあると認識をいたしているところです。国保税の賦課限度額を見ても、賦課限度額医療分で65万円、後期高齢者分が20万円、介護分17万円と、合計で102万円の賦課限度額になっております。これを所得額に当てはめた場合に、591万円の所得です。これで102万円のちょうど最低の国保税の限度額になるわけでありまして。この同じ金額所得591万円を、社会保険料に当てはめた場合、年間の保険料は37万円です。いかに国保が高いかということが見て取れると思います。また、本市の決算も、この間行われてきたわけでございますけれども、基金残高を見ても、2019年度の決算で1億5,842万3,446円、2020年度の決算では2億3,650万3,430円。2021年度、令和3年度の決算では、それを上回る2億7,922万4,823円。こういう状況であり、5億1,572万8,253円が、決算時期の基金残高でございます。これが出納閉鎖になりますと、大体8億円を超えるような基金残高になるということも分析をされているところです。これはコロナウイルス感染症によります受診控えの要因もございまして、基金は、一定の備えも必要ではございますけれども、市民の暮らしと福祉を守る最後のセーフティーネットとしての国保ですので、少しでもハードルを下げて、国保税の支払いを少しでも値下げして、そして安心して暮らせる、安心して病院にかかる制度ということから、本陳情は、採択に賛成するものでございます。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論を終わります。採決します。陳情第5号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者1名。起立少数と認めます。したがって、陳情第5号は不採択とすべきものと決定しました。

△ 陳情第6号 霧島市の子どもの医療費窓口無料化を求める陳情書

○副委員長（山口仁美君）

次に、陳情第6号、霧島市の子どもの医療費窓口無料化を求める陳情書について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

やはりこれも結論を出すべきだと思います。ただ、委員会として、まだ全国的な流れという点ではまだ動いてますので、私は、採択して、陳情者の皆さん方、特に陳情書の中の連ねてい

る人たちの名前を見ても、看護師だったりそれから病院のドクターだったり、もう市内のドクターが名を連ねて、子ども医療費は無料にすべきだということで求めていらっしゃるのです、そういう人たちの意志をくみ取る点からも、やはり子どもの医療費はやはり無料に。すぐには全部、完結できるものではありませんけれど、霧島市議会この文教厚生委員会の意思として、それはもう県のやり方だったり、市町村の取組だったり、ありますけれども、やはり一定の民意を組むという点では、採択をすべきではないのかなというふうに考えております。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。ちょっと休憩します。

「休憩 午後 2時39分」

「再開 午後 2時39分」

○副委員長（山口仁美君）

再開します。

○委員（川窪幸治君）

採決でいいと思います。

○副委員長（山口仁美君）

ただいま川窪委員より採決すべきという御意見が出ましたが、ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは採決することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

これより、陳情第6号について討論に入ります。討論はありませんか。まず原案に反対の方の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は、陳情第6号について反対の立場で討論します。陳情の趣旨は、本市の子ども医療費助成の中学校卒業までの完全無料化と現物給付を求められたものであります。私自身も子育てをしてきた親でもありますので、気持ちは十分理解します。ですが、御承知のとおり本市は住民税非課税世帯の子どもは18歳の年度末まで医療費の全額を助成しております。住民税非課税世帯の子どもは、未就学児は全額助成、小中学生は月額2,000円を超えた分の医療費を助成しております。現制度のさらなる拡充については、多額の財源等を伴いますし、これまで当局等が説明しているとおおり、総合的な子育て支援策は、医療費助成だけではないと理解しているところであります。医療費完全無償化については、本県のみという説明がありましたけれども、小児科の病院数の需要と供給の課題も出てきたところでありました。現物支給については、今後、慎重な調査、議論が必要だと思います。以上のことから、陳情第6号については、全てに対し、賛同ができないので、不採択とすべきであると申し上げ、私の討論を終わります。

○副委員長（山口仁美君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は陳情第6号、霧島市の子ども医療費窓口無料化を求める陳情書に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。審査の中で明らかになりましたけれども、子どもの医療費の無料化の実施の状況というのは、各都道府県、市町村により、ばらつきがあることも事実でございます。しかし、子どもの医療費無料化というのは全国的な流れでありまして、鹿児島県では、各市町村民税非課税世帯は18歳まで子ども医療費は自動償還払いということで、そういう方式をとっているわけでありまして。この場合、医療機関の窓口で自己負担分の支払いをし、そして申請した口座に数箇月後に、自治体から振り込まれることとなります。幼少の特に未就学児の子どもは急な発熱や発作など、財布の中身を気にしなければならないことが事実でございます。これは幼児期であり、体が大きくなり、小学校高学年、中学、高校生に成長すれば、部活やスポーツ少年団に加入し、怪我などによるスポーツ保険で対応することになって、この場合は、子ども医療費から除外をされることは、承知のとおりでございます。今回の陳情書でも明らかのように、子ども医療費窓口無料化を実施していないのは鹿児島県のみでありまして、本県よりも、所得水準の低い沖縄でも、この4月から医療費無料化の対象年齢を中学校卒業まで拡充をし、中学校卒業するまで、入院、通院が無料になるほか、各市町村の医療機関での支払いが、不要になって、現物支給となって、助成が受けられることになっております。子どもは病院にかかりやすく、抵抗力も弱く、重症化することもございます。子どもの医療費の窓口無料化というのは単に子どもだけではなく、子育て真っ最中の世帯を経済的に支援し、移住政策を進めている本市にとっても大きな活性化策の布石ともなり得るものでございます。確かに、財源が必要になることも事実でございますが、これは、将来への先行投資ということで、本陳情書は、子ども医療費の窓口無料化を進めていくという、そういう委員会の意思として、行政当局に求めていくべきであろうということを申し述べて、本陳情書に対しまして、賛成の立場から討論を終わりたいと思います。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第6号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者2名。起立少数と認めます。したがって、陳情第6号は不採択とすべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○副委員長（山口仁美君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

○委員（川窪幸治君）

今回、たくさんの施設等の料金ということで、十分な資料を作っていたところだった

んですけども、やはり施設の耐久年数とか、建てたときの年数ですかね、そういうものもあると、審査をしやすいのかなというようなことを思いましたので、その辺をまたつけ加えてもらえるといいかなと思います。

○副委員長（山口仁美君）

ほかにありませんか。休憩します。

「休 憩 午後 4時46分」

「再 開 午後 4時47分」

○副委員長（山口仁美君）

再開します。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

お諮りします。委員長報告については、ただいまの御意見を集約して報告することとし、文言については、委員長に御一任いただけますか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○副委員長（山口仁美君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、文教厚生常任委員会の所管事項についてとして提出してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で閉会中の所管事務調査についてを終わります。

△ その他

○副委員長（山口仁美君）

次にその他としてですが、皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時48分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生副常任委員長

山口 仁美